

第二十二回 参議院大蔵委員会會議録第十六号

(11111)

昭和三十年六月十四日(火曜日)午前十一時五十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君
理事 西川 基五郎君
山本 米治君
土田 國太郎君
平林 剛君
森下 政一君

委員

青柳 秀夫君
岡崎 眞一君
木内 四郎君
白井 勇君
藤野 繁雄君
片柳 眞吉君
小林 政夫君
前田 久吉君
岡 三郎君
菊川 孝夫君
野澤 勝君
小柳 牧衛君
中川 幸平君
森下 國雄君

衆議院議員
政府委員

大蔵省主計 村上孝太郎君
局法規課長 渡辺喜久造君
大蔵省主税局長 大堀 弘君
通商産業省 通商局長次長 事務局側
常任委員 会専門員 木村常次郎君

説明員

常任委員 小田 正義君
会専門員 桑原 信雄君
第二部長

本日の會議に付した案件

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○登録税法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

○農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴う食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業に生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案(衆議院提出、衆議院送付)

○臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特殊物資納付金処理特別会計法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(青木一男君) 大蔵委員会を開きます。

まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案、

登録税法の一部を改正する法律案、農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律案、

以上衆議院提出の三案を一括議題として、提出者より趣旨説明を聴取いたします。衆議院大蔵委員会理事森下國雄君。

○衆議院議員(森下國雄君) 租税特別措置法の一部を改正する法律案外二法案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

第一に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。現在医師及び歯科医師の社会保険診療収入に対しては、所得税法第四十二条第二項により百分の十の源泉徴収が行われているのでありますが、近年徴収にわたる所得税法の改正に伴って過納となり、還付を要するものが生じてきたのでありますが、さらに、昨年末租税特別措置法の改正で、医師及び歯科医師に対する診療報酬の必要経費の算定について特例が定められたのに伴って、過納となるものはさらに増加するものと考えられるのであります。この実情を考慮して、今回その源泉徴収税率を現行の一〇%から五%に引き下げようというのであります。なお、この改正は源泉徴収税率のみの変更でありまして、この法律施行による税収は変化がないのであります。

第二に大蔵登録税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在厚生省により、医療法第三十一条の規定により公共医療機関の開設者として指定せられていゝるものうち、日本赤十字社、社会福祉法人、国民健康保険組合等に對しは、その医療事業の用に供する建物及び土地の権利の取得または所有権の保存の登記に際しての登録税は、登録税法または国民健康保険組合法の規定によつてこれを課せないものとしてゐるのでありますが、ひとり全国厚生農業組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会については免除されてゐない現状になっております。

よつて厚生農協の医療事業の公的医療機関たる性格等にかんがみ、今回登録税法を改正して、これを課さないこととし、その取扱ひを、他の公的医療機関と同じくしようというのであります。なお、本法律案による減収は年間約二百万円弱と見積られるのであります。

第三に農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

去る第十九国会において農業協同組合法の一部が改正せられて、指導農協連合会が改組せられ、全国及び都道府県に農業協同組合中央会が設置されることになったのでありますが、自來改組が行われているのでありますが、中央会に引き継がれる土地及び建物等の不動産につきましては、その取得の登

記について登録税がかかることになっておりますので、この改組の実情に即してこれを免除しようというのであります。この措置は昭和三十一年三月三十一日までに登記せられるものに限り免除いたそうとするものでありまして、これによつて免除される税額は約三百万円と見積られるのであります。

以上三法律案につきまして、その提案の理由並びにその減収額につきまして申し上げましたが、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

○委員長(青木一男君) これより提出者及び大蔵当局に対して質疑を願います。

○菊川孝夫君 ただいまの提案理由の御説明の中で、近年徴収にわたる所得税法の改正に伴つて過納となり、還付を要するものが生じたのであります。が、とございますが、その所得税法の改正によつて過納となつて還付を要するものというものは、どういふ理由からそれは生じてくるのですか。その理由を御説明願ひたい。

○政府委員(渡辺喜久造君) 現在の所得税法の規定によりますと、社会診療の關係におきましては、社会診療の報酬が、組合とか、そういういろいろな機關から医師に支払われます場合におきまして、毎月支払われる金額が四万円をこえております場合におきましては、その支払われました金額の一割相当額、これを源泉徴収する制度になっております。で、四万円以下であれば

これは源泉徴収をしないで、大体その四万円の金額、それから一〇%の金額と言いますのは、これは結局医師の所得税は全部申告納税の制度によりまして、毎年三月十五日までに確定申告も出ます。そこで全部一応税額がきまります。で、前に源泉徴収してありまして税額を確定申告による税額から差し引く、こういう制度になっております。ところが昨年の必要経費を二十八にきめた問題でありますとか、それから最近のいろいろな基礎控除が上った、税率が下る、そういういろいろな問題がございまして、われわれの方で、この話が出ましたときに、近廻りの税務署ではありましたが、いろいろ調べてみますと、相当還付になる事例が相当あるようでございます。従いまして、結局源泉徴収することについては、まあ、あらかじめ納めておいて、確定申告の場合に納めていたた税金と、いうものがあまり差がないということを目安に考えていくべきじゃないだろうか。われわれの方も一応政府提案の場合にも検討してみたいのですが、まだその点も細かく検討する時期に至っていないので、この点につきましては改正案を提案しなかったのですが、国会で御議論になりましたので、いろいろ検討してみますと、やはり相当還付の事例がある、こういうふうに関しておきます。

合算しましても、源泉徴収した分でも過納になったり、あるいは還付を要するということになるのですか。社会保険だけをみての話ですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) その還付になる事例が相当多いと申しておりますのは、それは医師全体の所得についての話でありまして、自由診療も入っている場合とお考え願うていいと存じます。ただ最近におきまして、これは医師によつていろいろ違いましようけれども、社会保険の部分がかなり多くなつてきているようでございます。自由診療を加えて、なおかつ還付になつてゐる事例が相当多いというふうにみております。確定申告をいたします場合には、自由診療分と社会保険分とを合わせたところで確定申告をしていただいて、なおかつ還付になつてゐる事例が相当多い。これは結局社会診療の分が割合的に多くなつてきておりまして、自由診療の分が割合に小さくなつていく、従つて源泉の課税を受けている分が割合に多くなつて来ているという変化がそこに一つあると思ひます。

○菊川孝夫君 なるほど社会診療のほうは多くなつてくる趨勢にあるのでわかりますが、まあ約一〇%を五%に下げても、ちょうどいいかげんだというのですか。五%ぐらいに引き下げるといふと半額にするわけですね、源泉徴収の部分……。それでも大体これだつたら過納にもならず、とんとんぐらいになるというお見込みですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) その点は、まだ五%がいいが、六%がいいか、七%がいいか、例えば、ちょうど還付にもならぬ、あとでもつて追加に納めていただくことにもならぬという、率からいへば必ずしも五%という数字が出るかどうかということは、これは人によつても違いますし、いろいろ検討の余地があると思つております。従いまして、五%に下げるといふことは、医師の税金が従来に比べて半額になるというこの変化だと思つておりません。ただ一応相当の還付の事例もございまして、同時に、先ほども申しましたように、申告納税の場合におきましては、その差額があれば当然申告納税をして、その際に還付してやるといふことになつておりますので、まあ議員提案で五%という数字が出ましたとき、われわれもいろいろ検討してみましたが、その五%の数字が、ちょうど還付にもならぬ、それからあとで多くきりとした目安であるというほど厳格に出たものとは思つておりません。ただし、もし、どちらにしても、申告納税の際に一応納めていただく問題になりますのでございまして、五%というののも一つの考え方じゃないだろうか、こういうふうに関しておきます。

○藤野繁雄君 農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律であります、この「命令で定めるところにより」ということになつておられますが、どういうふうに関してお命で定められるお考えであるか。お伺いいたします。

○政府委員(渡辺喜久造君) その「命令で定めるところにより」というのは、提出議員の方のお話の結果と

しましては、主として手続の問題だとか、実体的に、たとえばそこでこういう条件の場合は免除するとか何とかいう実体規定ではありませんが、この免除を得るに、やはり一応それがこの法律の要件に該当するものであるということ、まあ、まだはつきり、どこでどうやつたらいいかということについては結論を出してございせんが、少くとも関係課長なら関係課長が証明するとか、そういう意味の手続関係をはつきりさせると、こういうお話を伺つて申します。従いまして、繰り返して申しますが、この協同組合中央会が、この法律に書いてありますように、農業協同組合連合会から譲り受けたという本来のものは、これはみんな免税になるのだ、ただそれについて所定の手続が必要である。どういう手続をとるかというのをこの命令で書く。こういうふうに関しておきます。

○藤野繁雄君 そうしますと、指導連から中央会に現在引き継いで登記済みのものがあるやに聞いておりますが、どのくらいあつて、どのくらい登録税を払つているか、御承知でございますか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 過去にすでに登録済みで登録税を納めてゐるものにつきましては、実はわれわれの方でまだ調査ができておりません。従いまして、現在どのくらい金額になつてゐるかということは、ちよつと御答弁いたしかねます。

○藤野繁雄君 そうすると、今問題になつてゐるのは、過去において登録済みのものが、私の調査によれば三件くらいあるのじゃないかと思つておりますが、そういうふうなものはすでに登記が済んでいるから、登録税を納めておるから、それにはこの法律は適用せないうというふうなことになるのか、その命令で定めるところに、そういうふうなことを加味して命令を定められるのかどうかという点も伺ひたい。

○政府委員(渡辺喜久造君) この法律は、公布の日から施行すると書いてございまして、まあ簡単に言えば、この法律の効力が遡及するということは考へておりません。従いまして、まあ過去において納めたもの、将来のもの、その場合に一つのアンバランスがあると言へば、ある結果になるでしょうが、一応問題がもうすでに税金を納めてしまつておる分でございますから、この法律は、それをさらに金を返すとか何とかいうところまでは規定されてゐないものと考えております。

○森下政一君 医師及び歯科医師に対する診療報酬の必要経費の算定について特例が認められた。これは法文に根拠を置いて実務国税庁がそういう取扱いをしておつたのを、会計検査院が指摘して、それが問題になつてゐる。何でも議員提案でそれを法文化した当時、あなたがそれは困るというふうに非常に反対した。あれですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) さううございします。

○森下政一君 当時、非常に反対しておつたのだが、今どうなんですか、大蔵当局として……。

○政府委員(渡辺喜久造君) われわれは、この問題を、結局、必要経費二八%ということで問題を解決するということについては、税法上適當でないとい

あるのじゃないかと思つておりますが、そういうふうなものはすでに登記が済んでいるから、登録税を納めておるから、それにはこの法律は適用せないうというふうなことになるのか、その命令で定めるところに、そういうふうなことを加味して命令を定められるのかどうかという点も伺ひたい。

○政府委員(渡辺喜久造君) この法律は、公布の日から施行すると書いてございまして、まあ簡単に言えば、この法律の効力が遡及するということは考へておりません。従いまして、まあ過去において納めたもの、将来のもの、その場合に一つのアンバランスがあると言へば、ある結果になるでしょうが、一応問題がもうすでに税金を納めてしまつておる分でございますから、この法律は、それをさらに金を返すとか何とかいうところまでは規定されてゐないものと考えております。

○森下政一君 医師及び歯科医師に対する診療報酬の必要経費の算定について特例が認められた。これは法文に根拠を置いて実務国税庁がそういう取扱いをしておつたのを、会計検査院が指摘して、それが問題になつてゐる。何でも議員提案でそれを法文化した当時、あなたがそれは困るというふうに非常に反対した。あれですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) さううございします。

○菊川孝夫君 これは現在、医師、歯科医師の社会保険料の収入に對しましては、過納になつて、還付になるということですが、これはほかの——社会保険ばかりじゃなしに、大てい開業医というのは、いろいろやつてゐるだらうと思うのですが、それと

合算しましても、源泉徴収した分でも過納になったり、あるいは還付を要するということになるのですか。社会保険だけをみての話ですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) その還付になる事例が相当多いと申しておりますのは、それは医師全体の所得についての話でありまして、自由診療も入っている場合とお考え願うていいと存じます。ただ最近におきまして、これは医師によつていろいろ違いましようけれども、社会保険の部分がかなり多くなつてきているようでございます。自由診療を加えて、なおかつ還付になつてゐる事例が相当多いというふうにみております。確定申告をいたします場合には、自由診療分と社会保険分とを合わせたところで確定申告をしていただいて、なおかつ還付になつてゐる事例が相当多い。これは結局社会診療の分が割合的に多くなつてきておりまして、自由診療の分が割合に小さくなつていく、従つて源泉の課税を受けている分が割合に多くなつて来ているという変化がそこに一つあると思ひます。

○藤野繁雄君 農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律であります、この「命令で定めるところにより」ということになつておられますが、どういうふうに関してお命で定められるお考えであるか。お伺いいたします。

○政府委員(渡辺喜久造君) その「命令で定めるところにより」というのは、提出議員の方のお話の結果と

しましては、主として手続の問題だとか、実体的に、たとえばそこでこういう条件の場合は免除するとか何とかいう実体規定ではありませんが、この免除を得るに、やはり一応それがこの法律の要件に該当するものであるということ、まあ、まだはつきり、どこでどうやつたらいいかということについては結論を出してございせんが、少くとも関係課長なら関係課長が証明するとか、そういう意味の手続関係をはつきりさせると、こういうお話を伺つて申します。従いまして、繰り返して申しますが、この協同組合中央会が、この法律に書いてありますように、農業協同組合連合会から譲り受けたという本来のものは、これはみんな免税になるのだ、ただそれについて所定の手続が必要である。どういう手続をとるかというのをこの命令で書く。こういうふうに関しておきます。

○藤野繁雄君 そうしますと、指導連から中央会に現在引き継いで登記済みのものがあるやに聞いておりますが、どのくらいあつて、どのくらい登録税を払つているか、御承知でございますか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 過去にすでに登録済みで登録税を納めてゐるものにつきましては、実はわれわれの方でまだ調査ができておりません。従いまして、現在どのくらい金額になつてゐるかということは、ちよつと御答弁いたしかねます。

○藤野繁雄君 そうすると、今問題になつてゐるのは、過去において登録済みのものが、私の調査によれば三件くらいあるのじゃないかと思つておりますが、そういうふうなものはすでに登記が済んでいるから、登録税を納めておるから、それにはこの法律は適用せないうというふうなことになるのか、その命令で定めるところに、そういうふうなことを加味して命令を定められるのかどうかという点も伺ひたい。

○政府委員(渡辺喜久造君) この法律は、公布の日から施行すると書いてございまして、まあ簡単に言えば、この法律の効力が遡及するということは考へておりません。従いまして、まあ過去において納めたもの、将来のもの、その場合に一つのアンバランスがあると言へば、ある結果になるでしょうが、一応問題がもうすでに税金を納めてしまつておる分でございますから、この法律は、それをさらに金を返すとか何とかいうところまでは規定されてゐないものと考えております。

○森下政一君 医師及び歯科医師に対する診療報酬の必要経費の算定について特例が認められた。これは法文に根拠を置いて実務国税庁がそういう取扱いをしておつたのを、会計検査院が指摘して、それが問題になつてゐる。何でも議員提案でそれを法文化した当時、あなたがそれは困るというふうに非常に反対した。あれですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) さううございします。

○森下政一君 当時、非常に反対しておつたのだが、今どうなんですか、大蔵当局として……。

○政府委員(渡辺喜久造君) われわれは、この問題を、結局、必要経費二八%ということで問題を解決するということについては、税法上適當でないとい

あるのじゃないかと思つておりますが、そういうふうなものはすでに登記が済んでいるから、登録税を納めておるから、それにはこの法律は適用せないうというふうなことになるのか、その命令で定めるところに、そういうふうなことを加味して命令を定められるのかどうかという点も伺ひたい。

○政府委員(渡辺喜久造君) この法律は、公布の日から施行すると書いてございまして、まあ簡単に言えば、この法律の効力が遡及するということは考へておりません。従いまして、まあ過去において納めたもの、将来のもの、その場合に一つのアンバランスがあると言へば、ある結果になるでしょうが、一応問題がもうすでに税金を納めてしまつておる分でございますから、この法律は、それをさらに金を返すとか何とかいうところまでは規定されてゐないものと考えております。

○森下政一君 医師及び歯科医師に対する診療報酬の必要経費の算定について特例が認められた。これは法文に根拠を置いて実務国税庁がそういう取扱いをしておつたのを、会計検査院が指摘して、それが問題になつてゐる。何でも議員提案でそれを法文化した当時、あなたがそれは困るというふうに非常に反対した。あれですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) さううございします。

○森下政一君 当時、非常に反対しておつたのだが、今どうなんですか、大蔵当局として……。

○政府委員(渡辺喜久造君) われわれは、この問題を、結局、必要経費二八%ということで問題を解決するということについては、税法上適當でないとい

あるのじゃないかと思つておりますが、そういうふうなものはすでに登記が済んでいるから、登録税を納めておるから、それにはこの法律は適用せないうというふうなことになるのか、その命令で定めるところに、そういうふうなことを加味して命令を定められるのかどうかという点も伺ひたい。

いうことは、現在としても同じように考えております。ただ、要するに、こちらで御議論になりましたとき、一応、一点単価の問題と結びついてるんですが、同時に、一点単価をきめるときにああいふ扱いができたのだ、一点単価をきめずしてああいふ扱いだけを変え、同時に行行政庁の行政機関でやるのは適当でないから法律化する。こういうような国会の御意思だとわれわれは了承しております。従いまして、この問題は、参議院の方ではそうでもございませんでしたが、衆議院の方では、あのかの修正案には附帯決議をつけまして、社会診療の報酬の問題を早急に解決する、同時にその過渡的なものとしてこういう措置をとるのだというお話でもございました。現在その面とにらみ合せながら、あの法文について、はつきりした措置をとるべきじゃないか。かように考えております。そこで、そうした措置をやはり総合的に考えないで、ただ税法の分だけについてあの規定を、たとえば削除するような政府提案をするということは、国会の御意思といささかぶつかるようなものと思ひますが、もう少しそうした総合的な措置を考えた上で、ああいふ税法上の特例というものは、これはなくしていくべきものじゃないか。現在さように考えております。

○森下政一君 それじゃ、やっぱり大蔵当局の考え方としては、本質的には是正すべきものだ、医師並びに歯科医師のみに限定した、こういうふうな特例を受けるべきものではないという考へは、やはり強いわけですね。

○政府委員(渡辺喜久造君) その点は相違らず同じように考えております。ただ、要するに事の起りが、一点単価を現在のようにきめたというときに、一緒に起きた問題であります。従いまして、一点単価の問題を少くとも再検討することをまずやり、同時に、それとあわせてこの問題を解決する。一点単価を再検討した上で、あるいは現状通りでいいのか、あるいはどうなるのか、それは別問題であります。一点単価の問題を全然再検討しないままでおいて、そしてあの条文だけを言うことは、ちょっと無理じゃないか。この間の御議論も、もっぱらその点と結びついておりまして、われわれとしては、税において一点単価が安過ぎるというのを押えるという措置は、これはおもしろくない。従って当然直すべきだ、ただそれらの方を再検討しない、あの条文だけを削除する、という提案は、これはちょっと無理じゃないか。さように考えております。

○森下政一君 当時、主税局長の非常に憂えられたのは、もしこういうふうな特例を認められるということになれば、われわれも同じようなことを申し出てくるのじゃないかということも一つ心配された点だと思ふ。何かそういうふうな事例が生じたか、実際問題として……

○政府委員(渡辺喜久造君) これは国税庁の方にあるいはお聞き下さるといふのじゃないかと思つておりますが、あまり表面立つた問題として、たとえば国会にどうこうといったような意味ではないと思つております。まだそこまでは行っていないと思ひますが、やはり医者だけどうしてあるのかというやうな感覚は、相当納税者の中にはつ

ばつ開かれるということ、われわれも聞いております。

○委員(青木一男君) 速記をやめて、(速記中止)

○委員(青木一男君) 速記を始めて下さい。

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案を議題として、質疑を行います。別御発言もないやうであります。質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(青木一男君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員(青木一男君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作製等については、慣例により委員長に御一任願いたいと存じます。が、御異議ございませんか。

○委員(青木一男君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。御発言もないやうであります。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員(青木一男君) 御異議ないと認めます。

中川 幸平 前田 久吉
土田國太郎

○委員長(青木一男君) 次に漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案を議題として、質疑を行います。……別に御発言もないようでありますが、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。……別に御発言もないようでありますが、討論は結局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案を、原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(青木一男君) 全会一致であります。よって本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四条により、本委員会における質疑、討論、表決の要旨を報告することとして、あらかじめ御承認願うこととし、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報

告書の作成等につきましては、慣例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二条による委員長長の報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされる方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

西川 甚五郎 木内 四郎
平林 剛 岡 三郎
森下 政一 白井 勇
青柳 秀夫 片柳 眞吉
岡崎 眞一 藤野 繁雄
中川 幸平 前田 久吉
土田國太郎

○委員長(青木一男君) 次に臨時通貨法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。……別に御発言もないようでありますが、質疑を終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。……別に御発言もないようでありますが、討論は結局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

臨時通貨法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(青木一男君) 全会一致であります。よって本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四条により、本委員会における質疑、討論、表決の要旨を報告することとして、あらかじめ御承認願うこととし、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、慣例により委員長に御一任願いたいと存じます。……別に御発言もないようでありますが、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二条による委員長長の報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされる方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

西川 甚五郎 木内 四郎
平林 剛 岡 三郎
森下 政一 白井 勇
青柳 秀夫 片柳 眞吉
岡崎 眞一 藤野 繁雄
中川 幸平 前田 久吉
土田國太郎

○委員長(青木一男君) 次に特殊物資納付金処理特別会計法案を議題といたします。

本案の実体法である砂糖の価格安定及び輸入に関する臨時措置に関する法律案の内容について、農林省当局に説

明を聴取いたします。
○説明員(桑原信雄君) 概略御説明申し上げます。

お配りいたしてあります砂糖の価格安定及び輸入に関する臨時措置に関する法律であります。まず第一条であります。この法律といたしましては、砂糖の価格安定と差益徴収との二つの目的を持っておりまして、本条ではこの目的を規定いたしておるわけであります。価格安定を主眼とし、差益徴収は従属的でございます。しかし現在砂糖の需給事情を反映いたして、国内価格が国際価格より割高でございますので、輸入差益が発生することはやむを得ないと思っておりますので、この差益徴収も同時に目的といたしております。

次に第二条であります。第二条といたしましては、第二条と第三条の規定を設けまして、価格の安定について申し述べておりますが、本条は価格安定帯につきましても規定を設けております。価格安定帯は、精製業者が主要銘柄の砂糖を販賣する場合の価格について定めることといたしております。この場合の主要銘柄と申しますものは、政令で定めることといたしております。……現在のところでは上白、中白、グラニュー、上さら等、砂糖価格を形成する基準とする銘柄といたしております。と申しますのは、これらの四つの銘柄で、大体砂糖の流通量のほぼ八割割合を占めておるといふふうに思われますので、かようにいたしております。この法律は、あらゆる種類、銘柄の砂糖の価格安定を目的といたしてありますけれども、現実には、今申しました指定糖の価格安定をはかれば、

その他の砂糖の価格は指定糖との格差に応じて安定するものと存じております。

○森下政一君 今のような調子で初めからしまいまで説明を聞いていくわけですか。そのつど質問をするわけにはいかぬのですか。

○委員長(青木一男君) 一括して、全部済んでから質問を願います。

○木内四郎君 あまり各条文を追っていくよりも、要綱的に説明してもらいたいです。

○委員長(青木一男君) 準備がなければ仕方がないから、継続して下さい。

○説明員(桑原信雄君) 簡単に申し上げます。大体骨子といたしましては、砂糖の標準価格といいますが、従来の、過去からいろいろと推定をいたしまして、来るべき年におけるの基準となる価格が大体どの程度でよろうかというところを想定いたします。その基準価格の想定をいたしたといたしましては、過去の砂糖の価格、供給量、これに対する購買力というものを、その三つを基礎といたしまして、計算をいたして参る予定を考えております。……大体の基準価格をまず出しまして、その基準価格に対してどの程度の値幅で動いていくことが、いわゆる安定帯と申しますか、妥当であろうかというところを計算いたしまして、その幅の範囲内にてできるだけ押えて参りたいというところを骨子といたして考えております。

それから、その場合に、その安定帯の中で押えるようにということから参りますために、ときによりまして非常に、それに、あるいは精製業者の場合、あるいは輸入業者の場合等におき

まして、これをあまりはずれるおそれがあるという場合には、おきましては、場合によりまして、それらの業者に對しまして勧告いたすということも考へておるわけでありませう。なお、さうな額を大体検討いたして参りました。それに対してその中心となりまして基準価格と、その幅の、いわゆる最低値であります。その下の幅との範囲内で、適当なところで、まず一つの価格を想定いたしておきまして、その価格と、輸入されます場合の粗糖の輸入商社の適当なマージンというものを加算いたしまして、その価格と今申し上げましたかような価格であればよからうという基準価格と最低値との間におきまして見積られる価格の原価計算をいたしまして、粗糖の推定価格、その開きを国に徴収いたして参る方法をとつておるわけでございます。

○委員長(青木一男君) 質疑を行います。

○森下政一君 今おっしゃったことを、具体的に、さらによくわかるように言うてもらえないですか。

砂糖の値段というものがどういう幅で動くかということ推計されて、そのうして一番高いのが幾ら、安いのが幾ら、その幅幅の間で動くということ、それを認められるわけですね。それで、その上の方であれば、それより高くなつたときには高くなつた部分を取り上げる、吸い上げるといふか、そのこととるを具体的にきき言うてくれませんか。あまり文章にこだわらずに、こういうことなんだということを……。

○説明員(桑原信雄君) 問題は今お尋ねにございました、この幅の問題とか、価格の点が一番中心問題になると

存じます。私たちとしまして、幅と言

いますか、これは数字的に、実は上司の方と十分打ち合せてございせんので、幾らという数字が明確なことはちよつと申し上げかねると思ひますが、大体の私たちの考へとしては、過去の、たとえば昭和元年から十四年といううな年度の間の砂糖の価格とか、それから供給量であります。供給量は、昨年の供給量が、私たちの計算で、年間一人当り十一キロ八十五といううな数字が出ておりますので、この供給量を今年も維持しようといううことで、今年の外貨予算の九十五万トンのうながきまつておりますが、それを一つとつております。それから来るべき三年度の購買力の推定をいたしてございませうが、この購買力という、この三つの原則から出して計算いたしまして出るものが、いわゆる計算上出て参ります標準価格という形になるわけでありませう。それから、それに対してその価格の変動はどの程度の幅が妥当であらうかという問題であります。たとえば、これを昨年で見ますと、昨年で、大体何というか、上、下といひますか、いわゆるまん中に線を引いてみますと、斤当り十四円ずつ上下がある、つまり上下の幅が二十八円もあつたということでありませう。かようにあつては不安定でありますので、それに対してどの程度の幅がよろうかといふことを計算いたしてみたくわけでございます。従ひまして、今の標準価格というものをきめ、その幅がきまつて来ますれば、いわゆる安定帯の上限は幾ら、下限は幾らといううことが出るわけでありませうが、その下限をそのままとするといふのもどうかと思ひ

ますので、下限と、そのまん中の程度のところを一つとりまして、そこを基準にいたしまして、その……今申し上げておきますのは、いわゆる製糖会社の卸売価格でありますから、その卸売価格から出て来ます今の中間と一番最低限、その間であつた卸売価格を基礎にいたしまして、これの原価計算をやります。粗糖が幾らであればそれに見合うかといふところを見当をつけられるわけでありませう。そこで出て参ります粗糖のどの程度の価格で見合うかといふ出ました価格と、実際の輸入粗糖の価格というものを開きがありませうか——開きがあるといひますのは、輸入粗糖のほうに安いわけでありますから、その間の差を調整して参りたいといふことになるわけでありませう。なお今申し上げました幅をこえて、逆に幅の高いほうから、それをどうしても低くしなければならぬ情勢にあるといふことになりませう。供給量の不足といふことになるわけでありませう。その場合にはやむを得ず追加輸入をいたすといふことになりませうし、その下限を下回る、いわゆるどうしてでもそれは砂糖が需給関係からいいますればだぶつくといふことになると思ひますが、そのときに非常になつて、どうにもならないといふことにならうといふことで、ある程度しほつて参りたいといふ方式になるわけでありませう。

○平林剛君 これは委員長にお尋ねしたいのですが、この間、砂糖の会社を見学してみようといふお話がありましたが、あれは中止になつたのでありませうか。それとも適當の期日を選んでその計画を実行に移すつもりでありますか。この点をお尋ねしておきたい。

○委員長(青木一男君) 聞いたところでは、原糖がなくなつた関係で休んでおるので、しばらく延期して、また打ち合せることになっております。

○平林剛君 今のうちに、原糖がなくなつて工場が操業を停止しているといふお話であります。これは大蔵委員会として砂糖の会社を視察したいといふので、日を立てたのでありますが、たまたま原糖が不足をしておりますので、一時さまたまになつたわけでありませう。さういふことがありませうと、この砂糖の価格についてどういふ影響があるか、私もまだよく全般的にわからなないのでお尋ねしたいのでありますが、この法律との関係はどういふふうに理解をしたらいいかといふことをお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(桑原信雄君) ただいま休んでいると申しますが、これは工場の製造能力からいひまして、大体年間、現在の工場の能力設備からいひますと三割程度の操業にならうかと思ひます。従ひまして、現在の場合におきましては、あるいは原料が溶糖液であつて操業を休んでいるのかも知れませうけれども、できた製品の流れといたしまして、何といひますか、最近の情勢においては、別に非常に過不足といふ状態にはなつておらぬと思ひます。大体八万四、五千トン程度のものは月々溶糖されておきまして、それが流通しているわけでありまして、その原料が現在不足しているといふことにはなつておりませうので、操業は休んで

いるかも知れませんが、ものの流れとしましては安定をいたしているといふふうに見ております。

○木内四郎君 今の政府委員からの御説明によると、もし安定帯の価格をいぢるしく超過していくようなことになれば、さらに輸入について考慮するといふうなことを言われましたね。過去の砂糖の事情をみると、前からの持ち越しが多かつたとか、輸入の割当が相当多いといふうなことであると、その需給の情勢を見て、あるいは上つたり下つたり、割当が少なければ上るとか、輸入の割当が多ければ下るとか、いふうなことになるおつたとは私は承知しているのですけれども、それはその通りでしようか。

○説明員(桑原信雄君) 今までにおきましては、先ほどちよつと申し上げましたのですが、大体月に八万数千トンのものを溶糖いたして、それが流れていくといふことが、普通のわれわれの希望する姿でありますけれども、それに対して輸入が、いろいろ、経済構造の関係とか別にそのいろいろ理由があつたと思ひますが、非常にその空白の期間があつたといふうなことからいひまして、いろいろ相場が動いたといふことはございませうけれども、先ほど私が申し上げまして、非常に高くなつてしまつてやむを得ないときはといふことを申し上げたのでありますけれども、今年の見通しの九十五万トンという計算からいひますと、昨年の一人当りの消費量十一キロにがしといふうなものを、同じことで人口増を見ても、九十五万トンといふことになつておきませうので、昨年ほどの、輸入についての波を打つと申しますか、だぶついたり

一ぺんに入ってくるというところがなければ、まあまあ、いけるのではないかと、というふうに見ておられます。

○木内四郎君 私は大体百万トン見当だと思つて……しろうとですから百万トンあたりだと思つていたので、九十五万トンを年に入れば、大体需給はバランスはとれる。従つて他の原因さえなければ砂糖の価格にあまりいちじるしい変動がない、こういうふう

に承知していいですか。

○説明員（桑原信雄君） 私たちといたしましては、一人当りが十一キロ八十五、それによります九十五万トンという

ことでありますが、九十五万トンあ

れば十分であるといふことはちよつとどうかと思ひます。私たちの現業的な

気持からいいますと、十三キロくらい

欲しいのじゃないだろうか。そうしま

すと、百七、八万トンくらいになりま

す。そのくらいあればいいと思ひます

が、ただ昨年があまりに、入つて来方

において波を打つておつたわけであり

ますから、それがもう少し流されてく

れば、いわゆる一人当りでみれば昨年

と今年と同量である計算であり、一昨

年に比べまして、そう實際において

大きな段差がつくわけではございま

せんの、まあまあいけるのではないか

合が悪いというふうに聞いておつた。百万トンくらいというふうに聞いてお

つたのですが、それが九十五万トンで

見通しを立てておつて、それであなた

は安定価格を設定して、そうして安

定価格さえ設定すれば、それで価格

が著しくそれをこえれば、それより安

くするように勧告する、精製業者、販

業者、あるいは輸入業者に勧告する、

勧告の効果はどうなつてくるか私はわ

かりませんけれども、それで押え得る

ものであるかどうかという事です。

あなた方の自信のない九十五万トンで

初めからやられたのでは困る。

○説明員（桑原信雄君） 野放しで安定

させるという事になりますと、やはり

百万トンをこえないとむずかしいの

じゃないかと思ひます。しかし九十五

万トンという数字も、そう低い数字で

はありませぬので、少くとも百数十万

と申しますのは十三キロ程度のものを

どうなるのですか。

○説明員（桑原信雄君） これはいろいろ

な場合を想定いたしますので、勧告

という事も、もちろん出ておるわけ

でありますけれども、常時勧告しなけ

ればならないケースばかりあるとい

うことは、まずないようにして済まし

ていかなければならない。そのために

は、やはり輸入関係のところをできる

だけスムーズにやつて参るといふこと

が前提になると思ひますが、勧告に従

わない場合にはどうかというのは、ち

よつと私……

○木内四郎君 勧告するだけですか。

○説明員（桑原信雄君） さようなこと

になると思ひます。

○片柳真吉君 私は数点質問いたした

いのですが、この法律案はいろいろい

きさつがあつた法律案と承知をしてお

るわけでありまして、そこで、この法

の安定ということしかうたつていない

のでありまして、その辺がちよつと従

来の河野大臣の答弁から見てもはつき

りいたさないものでありまして、消費者

面からすれば、この前も大蔵政務次官

に私ちよつと質問したのでありますが、

むしろ、いわゆる超過利潤の発生せぬ

ような措置をまず本格的に講ずべきで

あつて、超過利潤を前提にしてそれを

吸い上げるといふことは、消費者の面

からすればちよつと困るというやうな

感覚も出てくると思ひますが、

一体この法律案のほんとうのねらいが

どこにあるか、ちよつと不明確じやな

いかと思ひますが、その点を

一つ御答弁願ひたいと思ひます。

○説明員（桑原信雄君） 消費者の価格

の問題ですが、昨年一年間の小売価格

をとつてみますと、九十二円五十七銭

といふものが平均になつております。

かなという程度のところできまつて

いくことが望ましいというふうに考え

ております。

○片柳真吉君 ただいまの点は、また

大臣なりにも御質問いたすことにいた

しまして、もう一つ私は、事務当局と

言ひますか、率直に聞きたいのですが、

さつき木内委員からも質問がすでにあ

つたのですが、勧告という行政措置

は、これはまあ法律がなくてもできる

わけですか。勧告で言うことを聞くので

あれば、あえて特段の法律は要らない

のではないかと、ちよつと感じがして

ありますが、そこで、ちよつとやうな安

定価格の中に、砂糖の価格を安定さ

せるというためには、單なる勧告だけ

で果して自信があるかどうか、九十五

万トンでは、やや私は国民全体の需要

からやはり少し足りないというやうな

数量ではないかと思ひます。また外

というふうに見えるのでありますが、この辺は、新聞等で意見をすると、農林省では、ある程度の外貨ないしは現物を持ちたいというふうな御意向もあつたやに聞いておるわけでありまして、一体これは本当にその自信があるかどうか、私は非常に疑問に思ふわけでありまして、どんなふうにお考えになりますか。

○政府委員(大堀弘君) 私からお答え申し上げますが、ただいまお話のように、九十五万トン、本年度の計画は九十五万トンで組んでございますが、これはあるいはもう少し大きいほうがいいのではないかと御意見もございましたけれども、やはり外貨の面から見たけれども、砂糖の消費の半分程度は国民の直接の家庭に参りまして、あとは菓子等の原料に使われるといったようなケースになるわけでございます。そして、全体の消費面から見ますと、やはり砂糖としては九十五万トン程度が適当ではないかということで、本年度はそういう計画をいたしたわけでございまして、現在の砂糖の糖価は大体七十八円、消費税込みで七十八円かその辺にございまして、先ほど御説明がございましたように、昨年は最高九十二円まで上りましたのでございまして、現在の糖価は、大体九十五万トン計画を含んだ額になっておると私どもは見ておるわけでございますが、この辺にまあ安定して参るといふふうに考えておるわけでございますが、万一個格が非常に騰貴いたしました、安定帯の上限をこえるというふうなおそれが出ます場合は、砂糖の輸入につきまして、外貨の準備からいっても必要な輸入を追加して行ふことを各省間で

了解いたしておるような次第であります。○片柳眞吉君 そうすると九十五万トン・プラス・アルファというふうなふうに私了解をいたすわけでありまして、そのアルファを出し得るのであれば、実際上そのアルファを適時発動すればあえて法律も要らぬのではないかと御意見も参ります。○政府委員(大堀弘君) 私からお答え申し上げますが、ただいまお話のように、九十五万トン、本年度の計画は九十五万トンで組んでございまして、これはあるいはもう少し大きいほうがいいのではないかと御意見もございましたけれども、やはり外貨の面から見たけれども、砂糖の消費の半分程度は国民の直接の家庭に参りまして、あとは菓子等の原料に使われるといったようなケースになるわけでございます。そして、全体の消費面から見ますと、やはり砂糖としては九十五万トン程度が適当ではないかということで、本年度はそういう計画をいたしたわけでございまして、現在の砂糖の糖価は大体七十八円、消費税込みで七十八円かその辺にございまして、先ほど御説明がございましたように、昨年は最高九十二円まで上りましたのでございまして、現在の糖価は、大体九十五万トン計画を含んだ額になっておると私どもは見ておるわけでございますが、この辺にまあ安定して参るといふふうに考えておるわけでございますが、万一個格が非常に騰貴いたしました、安定帯の上限をこえるというふうなおそれが出ます場合は、砂糖の輸入につきまして、外貨の準備からいっても必要な輸入を追加して行ふことを各省間で

りますが、これもまた他の機会に大臣等に御質問をいたすことで終りたいと思ひます。それから特別会計法との関係で一点お聞きをしたいのです。この特別輸入利益をあらかじめ納付して、しかし外貨の割合があつても輸入がでなかつたというふうな場合においては、これを返還するということになっておつて、これは当然のことですが、この場合一定の金利をつけるかどうかという点と、それから第三条の二項で、『農林大臣は、砂糖の糖価を安定させるため特に必要があるとき、砂糖の販売業者に対し、その販売する指定糖の糖価を、安定糖格帯の額に適正な利潤及び諸掛の額を加えた額とすべきことを勧告することが出来る。』、こういうこととありますが、この安定糖格帯というものは上限と下限があるわけでありまして、この安定糖格帯というものは上限糖格帯、ちよつとこの法律の条文を見ますと、はっきりしないので、その点、二点につきまして御質問いたしたいと思ひます。

○政府委員(村上孝太郎君) 第一の問題でございまして、担保を納入するあるいは輸入利益の一部を納付したあとで輸入が不可能になった場合に、担保を返還する場合は納付した利益金を返還いたします。その場合に金利をつけるかという問題でございまして、けれども、現在の政府のいわゆる支払い遅延という建前は、支払うべき時期になつてからしかも払わないときに金利をつけるという建前になつておりますので、一定の条件から輸入が不可能になつたという事で担保なりあるいは

納付益金を返還すべき時期に相なつて、しかもその益金を返さないというときには金利という問題が考えられまうけれども、それまでの金利という問題は、当然輸入業者としても自分の商売から外貨割当を受けるために納付しておつたわけでありまして、その点については金利をつけたい、こういうふうな御了解願ひたいと思ひます。第二の点は農林省の方から御説明を願う方がいかに思ふのであります。これが安定糖格帯というものは、現在の砂糖の流通界における製糖業者の力というものを標準として、精糖業者の売り渡し価格について安定糖格帯を決定しておりますものから、従つて販売業者はそれにマージンを加えたものが結局小売販売業者の値段になつたというわけでございます。これは安定糖格帯の上限あるいは下限の問題とは別だと思ひます。

○岡三郎君 これは通産省に聞きたいのだが、農林省の方でいわゆる砂糖の専売制をだいたひ強く大臣が打ち出して、通産との話し合いで専売は工合が悪いといふふうになつたように聞いておりますが、詳細な話はわからないけれども、その間の事情はまたあとでよく聞きたいと思ふのですが、いろいろな方式をとつてやられることもいろいろありますが、結局原料を買つて加工して国民にそれを供給する。少々は外国に精製して輸出する面があるとしても、輸入量に比べればほとんど問題に不足に足りないことになる。貴重なる外貨をもつて、これは国民の外貨ともいふべきもの、この貴重な外貨で輸入した粗糖、砂糖というものを業者が思惑に

よつて不当利潤を得るというふうなことを避けるためには、やはり澱粉とかその他のカンショとかの均衡もあるもので、ある一定の価格水準に置かなくてはならぬといふこともわかりますけれども、そういう関連で、これはとにかく専売制によつてその利潤を国庫に入れるということになるならば、国民としてはすなおに納得できると思ふ。それをなせしないで、こういう安定帯とかいう方式を作つてやるのか、この点を反対する方の立場に立つ人に聞きたいと思ふのですが、通産省は反対したのか、大蔵省が反対したら、その反対した理由を私は聞きたいと思ふ。砂糖の専売について農林省は賛成と大臣が言つたんだらうから、農林省はなぜそれを引込めたのか、それはあとで大臣に聞きますが……。

○政府委員(大堀弘君) 専売制という議論は実は私も法案の作成の段階におきまして議論したことはございまして、問題は要するに砂糖については余剰利潤がある。これは何らかの形で一部の業者に帰属せしめないと、国庫に納めるのが適当であるといふことにつきましては、意見が一致しておつたのであります。問題は砂糖の現物管理をしてやるべきかどうかという点における見解の相違があつたわけでありまして、私もそのうちでございます。砂糖九五％は輸入に依存しております。国内の生産というものはほとんどございせんし、現物管理によつて操作をするといふことは、相当九十五万トンのうち多数を手にかかえておればあるいは操作といふことは可能であります。が、わずかなばかりなものをもちて操作するといふことは、砂糖のよう

第五部 大蔵委員会記録第十六号 昭和三十年六月十四日 【参議院】

投機性の多いものにつきましては、かえって弊害の起る場合が多い。むしろこれは輸入の操作によりまして価格の決定が行われるということにこのものの性格がございまして、そういう意味におきまして、現物は管理しない、差益だけをとる、こういう方式に結論を得たわけでございします。

○政府委員(村上孝太郎君) 大蔵省からも、一言御答弁いたしますが、大蔵省が専売に反対したとか農林省が賛成したとかいうことは、これはすでに政府として閣議の一決いたしました現在におきましては、われわれが申し上げることではないのでありますが、農林大臣が賛成したとおっしゃいました、私の読みました議会の記録によりますと、たしか砂糖に対する専売という声があるが、これは流通界において砂糖について非常に巨額な利潤を私企業に納めさせているが、これをおさえないといけないのだという御議論があつて、それと専売制とが誤り伝えられておるといふように私は読んでおります。従つて、そのことから農林省が砂糖の専売に賛成ということにはとれぬかと思ひます。

なぜ専売でなくてこういうような形で利益を徴収するのかわつたことにつきましては、先ほどもおっしゃいましたが、この法律の第一条に、利益の徴収というのとはあつたから附随的に出てくる問題で、まず先決となつてゐるのは、砂糖の価格の安定なんだ。昨年八十万トンに減らすとかあるいは百万トンにふやすとか、あるいはまた九十万トンに決定するとか、年間の砂糖に対する外貨の割当の気配によつて砂糖価格というものが大幅に上つたり下つたりしたのでございします。そこで大幅な砂糖の騰落を避けてどこに安定するかという問題は、これはまた別個の議論になりますけれども、砂糖価格のふれというものを、そうした大きな投機的なふれではなくて、限月の価格差とか小さな自然のふれはあるでございまして、やうけれども、先ほど申し上げた上限及び下限約上下五割くらいの幅の間に安定させようというものがこの実体法にあるいは特別会計法のまず第一の主眼でございまして、この価格の安定というものをから派生するところの利益の徴収というものをこの特別会計で吸い上げる、こういう機構になつておりまして、専売と申しますのは、いろいろな専売がございしますけれども、価格の安定の専売というのはいらないのでございまして、大抵専売と申しますと、財政専売とか、そういう利益の徴収一方というものがまず専売の主眼となつて考えられます。こういう点から申しますと、利益の徴収が主眼でない、まず価格の安定が主眼なんだというこの法律の趣旨から申しますと、どうも専売制度にするのはおかしいんじゃないかという結論が出てくるのじゃないか。また専売制度に対するいろいろな議論もございしますけれども、この法律に書いてありますことが、いわば専売制にならずして、こうしたいわゆる利益の一部を価格の安定のかわらつたという実体法の趣旨になり、しかもこれは現在の外貨事情と申しまゝ、あるいは国際的な砂糖価格の問題等との関連からこういう状態になっております。専売制度というのは恒久的な制度でなくて臨時的な時限法、こういう形になつておるのだと、こう思

つております。

○岡三郎君 私の言おうとしてゐるのは、結局外貨の割当ですよ。原料を買つてきて加工してよそへ売るといふのなら、外国へ輸出してまた外貨をとつてやるというのなら、私は何も強く専売ということをやらなければならぬと思ふ。ただこれは他の方面で取得した外貨を国内消費に向けるわけなんだね。そうすると結局これを高く売るとか安く売るとかいうことは、結局会社の利益、そういうものをどうするかという観点に率直にいへば立つと思ふ。そういうふうな考えをいへば、結局消費者の立場からいへば、高からうが安からうが、その利潤がある一定の製糖業者にある加工賃はいくとしても、その大部分は国庫に納まる、そのまますつと。ということになれば割合に文句がないんじゃないかと思ふ。つまり国庫収入になる。外貨自体というものが国の外貨である。そしてそれによつた得た砂糖を国民が買つて、その差益が多く出た場合にそれが国庫にすぐには納まるというふうになれば、これは国民は文句は言わぬと思ふ。そういう点から考へるといふと、いろいろ問題はあつたとしても、こういうほとんどが国内で消費されるということとは、やはりそういうシステムというものを十分考へるに値すると思ふ。他の物のように、たとえば綿を買つてきて加工して、そして綿布として、あるいはその他の加工をして外国に輸出してまた外貨を取得するといふ方法ならば、われわれは何とも言わぬわけなんだ。ところが非常に貴重な外貨をほとんど国内で使つてしまふ。いわば再生産になつていかぬわけなんだ。そうするとそ

のやはり利益というものを国で統制してとるということも私は一理あると思ふ。考へ方としてはそういうふうにするといふと、中間業者といふもの、いわゆる問屋業者、その他のどの程度マージンをおさえるかといふ問題もあつたが、この方式でもできないことではないと思ふ。ただ自由貿易という形ではいろいろと政府当局が政策的に考へた場合において、どうも専売というのは社会党くさくさといふかぬといふので、まあこういう方式を無理にとられたと思ふのですが、ではこういうような方式をとつた場合において安定価格といふものを一応作る、安定価格といふものをどの点に作るのだといふても、これは先ほど各委員が言つたように、輸入量との関係でどうでもなるわけなんだ。問題はどの程度で輸入量を抑えるかといふところが基本問題に私はなると思ふ。あとの問題はそれに附随した一つの問題である。輸入量をどうするかという問題になる。九十五万トンの輸入量で、まあ少し足りないけれども、この安定帯で操作できるというふうにした場合に、一応かりに税込みによつて八十円なら八十円、一つの線を設定するとして、その上下に幾らつけた場合において合理的なのかといふことで、私はこれは長い間研究されても、桑原部長の方から、政府当局自体としてまだその原案といふものも確定してないといふように報告があつたわけですが、大体幾らくらいに線をきめて上下をとつた方がいいのか、今もつてきまらぬといふふうなことなら、私は、まことに失礼だが、あやふやだと思ふ。だからその点できまつたならば、大体どの程度に

きまつたか、一つ通産省の方でも農林省の方でも、一つ安定帯といふものはこういうふうな理論のもとに設定するのだという説明を聞かしてもらいたいと思ふ。そうでないといふと法律だけ審議して中身はあとできめるといふことは納得できないから、聞かしてもらいたいと思ふ。

○説明員(桑原信雄君) これは私たちの計算したものはいろいろな計算をやつております。事實は、そのうちのまあ現在のところかようなところが、何かといふのでありますが、実はまあ正確な何円何銭といふところまでつめて決定したものでありませんけれども、あるいは価値のようなことが出て恐縮かもしれませんが、一応私たちの方ではじております。たとえばこの前出しております六十三億といふような一つの見込みを立てたときもございします。それに見合ひます大体の私どもは、標準価格といひましては、大体標準価格は七十八円から八十円の間の数字が非常に多く出ております。それから価値としましては、私たちはちよつと先ほど申し上げましたが……。

○木内四郎君 別にちやうちよしなくとも、予算の積算のときの基礎の数字を発表したいいいじゃないか、予算で一度積算しているのだから……。

○説明員(桑原信雄君) 標準価格として七十八円から八十円台の間をとつております。それからその次に価値といひましては、まあ昨年これが計算上出て参りますものは、過去二カ年をとり計算上出ておりますのは四円台でありまして、これを五円ないし十

こういふふうな方式で吸い上げて六十億なり、まあバナとあわせて七十億なりを吸い上げた場合に、その場合にも製糖工業界に対して、製糖業者に對して一体どれだけの利潤を政府は保証しようとしておるのか、この点を一つ私は聞きたいと思う。この安定帯の設定によつて、いわゆる粗糖を輸入して、そして輸入した粗糖をいゝゆる白に加工して、そして今売っているわけなんです。そういった場合に、一応その安定帯幅格を設けて値幅の動きを機械的にしないというその方式はわかつたが、一体それまでは精製業者に對してどれだけのマージンといひますか、

聞かせたいと思うのです。利潤を保証するの、その点がわからぬという、やはり安定帯価格というものとは出てこぬと思うのです。その点をどの程度に保証するのか、それをお聞かせしたいと思います。

○説明員(桑原信雄君) 結局製糖業者の製糖費用といいますが、それをどういうふうに見るかという問題になつて参ると思いますが、私たちは今のところ

るではまあ十一円五十銭程度がまず中心として考えられる線だろうというふうに見ております、加工賃でございますが、で、この中に利潤として見積られるものはどの程度あるかということ

で、私どもの推定といたしましては、各製糖工場の個々に當つて全部調べ上げることとはなかなかこれは事實でできませんので、いろいろな過去の資

料を寄せ集めまして、かような見当をつけしております。

○委員長(青木一男君) 岡君、午前はこれで休んで午後継続して下さい。

す。岡三郎君は午後七時ごろ

○委員長(青木一男君) 暫時休憩いたします。午後一時半から再開いたします。

午後零時三十二分休憩

午後二時十六分開会

○委員長(青木一男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

特殊物資納付金処理特別会計法案について質疑を行います。

○岡三郎君 午前中に引き続き残っております部分を少し質問したいと思ひます。メーカーの加工費その他をいれて一応安定価格を出す。一応特定業者にのみあつた利益というものを政府が吸い上げるということは、当然の措置かも知れませんが、これに前にも質問したことがあるのですが、こういうふうな技術的な操作で、一応国庫の収入をふやすと言つておるわけですが、ある一定の限度内において一応その税金をふやして、税金で取つたらしいじやないか、こういうふうな端的に思ふわけなんです。これに対して法規課長は税金という、固定化していろいろな面において影響があると思うというふうな答えがあつたわけであつて、こういうふうな安定価格の設定というふうになつた。先ほど言つたように、こういうふうな操作でやれば、価格の上限、下限の幅の設定によつて、これがあまりにも少くなれば取引所というものが、ほとんど機能を鈍らしてしまうというところで、取引所というものを設けた意味というものが非常に薄らいでくるのじやないかというふうな一つの面もあるのです。いろいろな面を考慮したときに、思ひ切つてある程度の税金をふやすという形であつた方がまぎ

らわしくなくていいのじやないか、そして一般会計にこれが納入されるといふことになれば、あらためて特別会計というふうなものをふやすといふことにもならぬで、相当すつきりしていいというふうな考えをわけなんです。この点について一つお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(村上孝太郎君) この前補足説明いたしましたときに、こうした砂糖の利益と申しますか、輸入利益の一部を取り上げるのに税金という形は不適当だといふことを申し上げましたときに、私の説明が少し足らなかつたかと思ひますが、そのとき私が頭に描いたおりましたのは、いわゆる現在砂糖消費税というものが間接税でかかつておりましたが、その砂糖消費税の率を上げたらいじやないかというふうなまゝ考えられぬこともないけれども、実はこの砂糖の原価と申しますものは、原産地によつてそれぞれ違つております。たとえばキューバの砂糖だと九十二ドル、それから漳州その他のボンダ糖だと九十六ドル、あるいは台湾から買いますと百十二ドル、こういうふうな原産地別にそれぞれ価格が違つておりますので、一律に現在の砂糖消費税のごとき、一斤当り幾らというふうなことで、たとえばキューバからたくさん輸入したものは、これは台湾から輸入するものに比べて九十二ドルと百十二ドルの、もうすでに二十ドルの差益があるわけなんです。それならばキューバから全部入れればいいじやないかといふことになりまして、現在の外貨事情というもののから、ドルですべて砂糖を買い付けるといふわけには参らぬ、こういう情勢から申し

ますといふと、どうしてもそれぞれ違つた原産地価格のものをそれぞれ製造業者、あるいは輸入業者が買わねばならぬ。この場合に、一律の砂糖消費税というふうなことで、原産地の価格が違ふ関係上十分な過当利益の取り上げ方といふものはできないのだ、こういうことを申し上げたわけなんです。税金と申しますと、そのみでなく、たとえば直接税、法人税といふようなもので取り上げる、そういうこともできるかと思ひますけれども、現在世上で言われておりますところの砂糖の輸入あるいは精製から非常な利益が出てくるというものを端的に取

り上げるといふ形から申しますと、全部決算しまして法人税として取り上げるというふうなことは、こうしてた形でまず取つておいて、またあとで、おっしゃるやうにたとえば安定価格の幅がどうなるか、われわれは上限下限それぞれ五五程度と思つておりますけれども、それでは取引所の機能が相立たないといふことでも少し上げると、そういうことになりまして、上限の方の価格でたくさん売つた業者はもうかるし、しからざるものはもうけが少いといふ差が出てくるかと思ひますが、その点の是正といふものはまた別個の、たとえば法人税その他の税体系でやるというふうなことになるかと思ひますのでありますが、私が申し上げましたように、砂糖消費税というふうな形では、ちよつと原産地価格がそれぞれ違ふ関係上少し取るのがむづかしい。あるいはまた砂糖の市況といふものは、それぞれの国際経済情勢によつて違つてございまして、うから、そういう

うようなしよちゅう変る国際経済条件といふものにおいて、しかもそれぞれ違ふ原産地価格といふものから申しますといふと、こういうふうな末端の安定価格から逆算しまして、現実の輸入されるキューバ糖ならキューバ糖の差額の利益を徴収するといふような方が容易である、こういうふうな説明すべきであるかと思つております。

○岡三郎君 私は専断制にしてすつきりやつた方がいいという案だから。しかし現実に出されておる法案がそうおるわけですが、それならば、今の説明によるならば、たとえばペルー糖とかキューバ糖とか、そういったやうないわゆる砂糖の低い砂糖の買付のみをしろとは私は言わぬわけだ。それと台湾糖なら台湾糖との間に相当な差がある。だから一番高い原糖である台湾糖の百十二ドルなら百十二ドルを一応のめどとして、それまでのやつを大体考へていつた場合に、大体百十二ドルをまあ一応百十五ドルなり百二十ドルなり設定して、一応それまではプールの設定したならば、消費税にしたらならばどのくらいというやうなところで取り上げたかどうか。いわゆる一定水準の下をプールのして、大体そういうのを見て、そうして消費税として取り上げる方法があるのではないかと。それ以上の問題は、結局さつき私が申し上げたやうに、価格が暴騰するといふことは、結局輸入量の関係と輸入の仕方ですね、いわゆる原糖が切れないやうにスムーズに適切にそのつと

私は思ふわけなんです。そういうふうないうと、まあいろいろとどういふやうにもう論議してきたわけですが、特別会計を作るといふこと自体についても私は反対なわけだ。こういう特別会計を作つて、財政投融資の方に回すか何か知らないけれども、とにかく別の方向に回していくといふことになれば、とにかくまた一つの特別のやつが出てくる。前に食料特別会計に入れたらどうかといふやうな案があつたけれども、これ自体にしたつておかしいと私は思つていたわけだ。そういうふうにして特別会計を作るといふことですね、これについても私は実は反対だ、こういう意見を持つていたわけだ。だから一定限度の、百一十二ドルが輸入の中最高とすれば、百十五ドルなり百二十ドルにして、そうしてその間に輸入する原糖をプールして計算してみた場合に、ある一定の税金が取れるのではないか。そうしてそのあとはいわゆる九十五万トンといふものが不確定ならば、何も百万トンにしても百五万トンにしてもいいわけだ。しかしそれは実際見て、そうしてそれを輸入するの

しないかをそれは所管省が判断に基いてやればいいわけだ。今のやうに九十五万トンとしてその需給の調整を見た場合に、やはりこれは価格をやや上げていく、需給関係からいふと、原因になるのではないかと。いふやうなわけです。だからそういうわけで価格といふものを安定させるということならば、これは輸入量をふやすといふことは外貨の事情があつてそうはいかぬと割り当てて輸入するといふのでしよう。言つておるのだから、そこを

機能の麻痺しないように適當にやればいいのであつて、一応上の方へずつと価格がいくということは、昨年の例から言つと、昨年は八十五万トンですが、非常に輸入量が少なかったということが言えると思うのですよ。そういう点で、本年のこういうような方式にすぐ移行していくということについて、私はやはり取引所あたりが言つてゐることは一面理由があると思うのですよ。取引所を何もひいきするわけでも何でもないけれども、かりにこういうような方式をとるとするならば、やはりそういう点が非常に問題になるので、私は、このところは六十億なら六十億取りたいというならば、それを課税によつて取つて、そうして一般の国庫納入にすればいいんじゃないかと

いうことを私はどうしても思うのだが、法規課長の言うことはまだわからない。私逆に言うと、これは二重課税になると思う。

○政府委員(村上孝太郎君) この経済的な現象というのはお互いにつながっておりますから、それを延期されてくると、私の申し上げておることが差別関税と同じことになるという御議論になると思うのですが、問題は、制度というものはいろいろの出し方、表現の仕方のあるものでありまして、はっきりとこれを差別関税だと言つてとれば、こういうふうには私どもが申し上げることがいささか論理に過ぎるかも知れませんが、差別利潤だと言つてとるのは、これはいろいろ言い方がありましよう。ただそれをまっとうから出すんか出さないかという問題は、これは私は国際的な問題でもなかなか必要ではなからうかと思うのであります。

すが、その上これは特別会計として利益金を納付させるという大蔵省の立場だけから申し上げておつたのであります。が、実は問題は、さらにこのことに関連しましては、もう一つ検討すべき問題があるのであります。これは先ほど問題になつておつたようであり、ますが、一体安定、安定と言つてい

るけれども、高いところに安定をするのか、安いところに安定をするのかという問題、先ほど岡先生は百十二ドル糖の差額をおっしゃいましたが、実は百十二ドルの台湾糖からも納付金が出る仕組になつてゐる、それは結局この法律の一条に書いてございまして、すうに、価格の安定と申しますか、国内農産物価格との関連から安定すべき価格の置き方が、そうした国内農産物価格の安定という面から、ある程度の制約は受けてゐるということから、一番高いオーブン・アカウント糖から利益が出てくるという形になつてゐるのです。で、この点は先ほどから税ということが非常に問題になつておりますけれども、価格の安定ということと第一の主眼と申しますか、この実体法の第一の目的に依りて考えますと、税金という問題とおのずから別個なんです。税金で価格を安定するというのは、あまり経済的には有効な手段ではなからうかと思つたのであります。で、その価格の安定ということと先ず第一義に押し出しますというところ、われわれが税の論争をしておりますのも、単に技術的な価値判断の問題であらう、従つて実体法の第一義からまず御理解願つて価格の安定ということが主眼なんだという面から、その利益の徴収の仕方については税金よりはこうし

た方がより妥当である、こういうふうな御説明と御了解願ひたいと思つたのであります。

○山本米治君 ただいま岡委員の言われたことも理屈があるので、もし消費税でいけばその方がつきりすると思つたのですが、その前提として私は外貨割当方式について伺ひたいと思つたのです。たとえば九十五万トンなり百万トンを入れるとして、一億ドル内外あるいは以下の金だと思つたのですが、それが各製糖会社が十から十の製糖会社が全体の日本の輸入数量のうち、たとえばキューバ糖が何割、台湾糖が何割でジャワが何割というならば、各製糖会社、今の消費税でやつていけるわけだと思つたのです。ところがむろんそういうふうにはいかないで、ある会社はキューバ糖が五割、ある会社はキューバ糖が一割とか二割使ひ、あるいは八割使うとかいうふうな製糖会社が輸入する砂糖の原産地の割合が違ふと思つたのです。その辺は自由経済の時代ならば、そんな高いものを買わなくても一番安いキューバから全部買ひたいのです。が、それは通商協定の関係などでどうはいかないのでしょうか、外貨割当と輸入先についてはどういうような方針になつてゐるのか、まずその事実を伺ひたい。

○政府委員(大塚弘君) ただいまのお尋ねの点でございますが、昨年から今年にかけてやつてやつております方法は、需要者割当、つまり精製業者に対して割当をいたしまして、これは大体生産設備、これは農林省の方からだと思ひますが、補足させていただきますが、生産設備なり生産実績に依りまして、精製業者に対して一定の基準割当をいたしまして、その他の分につきましては、輸入業者に対する輸入実績でやる場合もあります。昨年あたりはポンド糖の輸出に対してリンクをいたしまして、その関係の割当もございまして、その場合に、私も輸入公表をいたします場合は、キューバ糖何万トンあるいは台湾糖何万トン、それら向うの生産時期の関係もありまして、そのつどそのつど地域的に数量をきめまして発表いたしますわけでありまして、台湾糖につきましては、あるいは生産業者割当で一〇〇%やる、最近やりましたのでは、ブラジル糖につきましては半分は生産割当、半分は輸入業者割当、こういうふうな方式でそのつどそのつどやつておるわけでありまして、今御質問のように必ずしも一定の地域のものと同じ比率で生産業者に渡るといふ関係にはならないのであります。その点がただいまの御質問に対するお答えでございますが、先ほどの御質問に補足いたしましたつけ加えて申し上げますと、一昨まではキューバ糖を非常によい買ひつけておりました。が、キューバ糖は輸入いたしましたも、さつぱり輸出が伸びない、そこで昨年はこれを大転換いたしました。キューバ糖を思い切つて削減いたしました。従ひましてこれがあるいはブラジル糖なりあるいはインドネシア糖なり豪州糖というふうなものを買ひまして、通商関係から有利なところへ転換いたしました。従つて買付価格は個々に違つて参る、本年度は私どもの考えをいたしましては、通商政策の見地からやはり日本の輸出の伸びるところから買付をしてゆきたい、値段は若干高

くても台湾糖を昨年は三十万トンでしたが、本年度は四十万トン買ひたい、これは値段が高いのですが、買えば輸出が伸びる、ブラジルの場合も同様でございますが、そういうふうな意味におきまして原価構成については現段階では非常に動くわけでございます。また個々の会社にとりましては非常に違つておるわけでございます。その点に先ほど消費税等をやるといふ考え方に對しまして、実行上なかなか困難な点があるのじゃないかと、かように考へております。

○岡三郎君 それなら今まで二十八円に消費税を上げてくるまで一二十八円になつたわけですね、それまで逐次消費税を上げてきたわけでしょう。今後はこれはもう消費税は上げないのだ、そういう鉄則をどういう理由できめたのか。今までは二十八円まで上げておいて、二十八円以後はもう消費税でやらないのだ、こういう複雑な操作でやるのだ、それをどういう二十八円のところにとめて、そういうふうな割り切つた理由を聞きたいと思つたが。

○政府委員(村上孝太郎君) 私専門に担当いたしましたおりませんので、私の申し上げます答弁が間違つておりましたらあとで主税局長に尋ねて補正訂正いたしますが、この砂糖消費税も二十八円より上げないのだというふうな鉄則があるかどうかかわからないのであります。が、少くとも現在の考え方としては、現在まあ一斤七十八円という線に一応着ちつております。これは今後の外貨事情にもよることでございますが、徐々にまあ国内の農産物価格との関連もありまされども、それ

とのその条件も考えながら徐々にまあ下げてゆくということになります。という、結局先ほど岡先生の言われたようにそのうちにいつかはこの百十二ドルなり百十二ドルという一番高い台湾糖あたりで安定をするということになるのであらうかと思つたのであります。この点についてはどこまで安定させるかという問題については、通産省、農林省なかなかむずかしい問題もございまして、それから国内の穀物価格とかあるいはテンサイ糖の価格の関係もありまして、まあわれわれの考へとしては消費者の問題、それから国内の農産物価格の問題、そういうものを考慮しますと、やつぱりそういうふうなことになるのじゃないかと思ひます。その場合には結局台湾糖からは利益が出てこない、これは来年になりますか再来年になりますかわかりませんが、そうなつてくるとやつぱり消費税という問題ではないので、やはりその台湾糖とポンド糖なりドル糖とのそういうふうな、外貨事情から原産地の違う砂糖を買つておる結果から出てくる製糖業者の差額利潤と申しますか、差別利潤と申しますか、そういうものを吸ひ上げるといふことにならざるを得ないのじゃないかと、そういうふうなわれわれは推定をしておるわけなんです。決して砂糖消費税を全然上げないという鉄則があるかどうかは知りませんが、おそらく経済的に考えますとそういうこと、砂糖消費税の問題ではないということにやなからうかと思ひます。

○岡三郎君 まあ問題は今の政府の方吸ひ上げるというところですね、これをどういう方式で吸ひ上げる、この前

はリンク方式でやつてきたわけです。リンク方式でむちやくちやくやつておれば、ガットの加入に差しかえがあらうという理由で、こういう方式に急遽おまへになったと思うわけです。それは私はこの消費税を上げるといふことも好ましくないけれども、しかし一応消費税を上げて一般会計に入れば、特別会計に入るよりか、その消費者の立場からいえば、より好ましいという気分があるわけです。どうせとられるものならば、それが一般にかえつてくるというところの方が私はいじやないかという気持を持つておるわけです。それで結局まあ六十一億なり、ないしはバナナ、パイナップルの方で七十一億ですか、七十億を結局特別会計に入れたら、そうして別の方向へ回すということになるれば、それはリンク方式の一つの変形状態がここにきただけで、それをただこういう操作によつて、うるさいからやつたというだけで、消費者の方にとつてはどういうことにはないのだな。だから安定してくるというところはありますが、これは消費税の方からいけば、その吸い上げた金とか、そういったものが一体どう使われるのだというふうな関心が今後是非情に出てくると思うのだ、これからは。そういう点で一応現在においては財政投融資その他の関係で、まあそれだけの幅があるから、これ以上は消費税を上げていくといふことになれ、そういうふうな特別措置もできな、いといふことから、まあ二十八円以上に上げるといふことになれば弾力性もなくなるというふうな思われるのです、が、そういうふうなことを考へていつの場合に、三年ならあと三年という

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

方式をやると、そういうなせ三年やるということをきめたのか、その点を私は聞きたいと思う。三年と限定した意味。

かしのでありまして、その点は一
つ、特別会計に入るから砂糖の消費者
が負担した利益がどうかというふうな
問題は差がないものと、こういうふう
に御了解をお願いしたいと思います。

○岡三郎君 そういふふうに説明され
れば、たしかにみな同じでしょう。同
じだけれども、特定のものに使われる
というのを初めからワックツつけて吸
い上げるわけでしょう。それは、なん
でもかんでも国のためになるという
なると思ふのです。しかしその財源が
あるならば、端的に一般会計の中でそ
のほかのほうへ回せるわけです。ワッ
ツツけになったらそれ以外に使えない
やないですか。そして、くくってし
まって、他のほうには使わせないの
ということになれば、他のほうで七十
億なら七十億あればほかの仕事がで
きるといふ面もあるわけです。われわ
れから考へたら、しかし、それを国全
体から言つたらどつちも同じだとい
う理屈もわかります。わかりますが、私
どものほうとしては、特別会計とい
うものについては、従来の用途を考へて
みても、特別会計をそうむやみやたら
にふやすべきではないという考へ方が
実は私にあるわけです。そういう点は
そのくらいにして、安定帯がどのくら
い下るかという回答がないのです
がね。

○説明員(桑原信雄君) 標準を七十八
円というところに置きますと、かりに小
売まで参る間に、大体多くて十円、十
円以内の手数料がかかると思ひます。
そういたしますと、八十七円とか八十
八円という程度のものが小売相場とし
て出てくるのじゃないかというふう
に思ひます。そういたしますと、これは
昨年に比へますと、五円乃至六円近い
程度の値下りのところで安定するとい
うふうな構想に考へておられます。特
来につきましては、たとえば今の七十八
円というのを基準として、国内の農
産物の価格安定法もありまして、その
線から引いてみましたときには、一応
これに對して、私どもは、イモ、現在
の農産物価格安定法では一貫目二十八
円五十銭というイモを基礎にして、穀
粉価格をやっているわけでありまして
が、それから見ますと七十二円とい
うのが最低の定着する線ということに
なるわけでありまして、どの程度にな
れば、将来どこをめぐらしていか
うお話になりますと、これから始め
まして三年過ぎるといふことになりま
す。外貨の安定もありましようし、必
要もありましようけれども、いわば国
内のイモを例にとつてみれば、それを
おかさなないといふようなところへ落
ちてゆくといふか、下がることを期
待して進みたいといふふうにしてお
ります。

○岡三郎君 最後に一点、この法案に
よつて、大体先ほどのお答えから通し
てみるといふと、精製する精糖会社の
ほうは一定の安定した仕事になるの
ではないかと思ひますが、取引所を中心
とした中小企業者、いわゆる問屋とい
いますか、そういう中小企業者ほどの
程度まで保護されるかといふことは安
定帯の上限下限の幅によつてきまると
いふことを言われましたが、これは大
メーカ一の保護はある程度まで保障さ
れて、中小企業者のほうが何かしら庄
迫されるように思ふのですが、その点
そういうふうにならないでしようか。
これは通産の方でも農林の方でもお答
え願つたらいと思ひますが。

○政府委員(大堀弘君) これは農林省
からお答えした方がよろしいかと思
ひますが、私から便宜お答え申し上げま
すと、これは安定価格は精製業者の個
格で定めるわけでございますが、結
局、販売業者はその以降の価格で買
ひまして、中間の卸なり小売をやるわ
けであります。この精製業者の安定し
ました一定の価格がベースになつて消
費価格も出てくるわけでありまして、
その間にやはり適正な利潤というもの
は、これは何らの統制を受けていない
といふわけでありまして、当然そこに
加算されて販売されるわけでありま
す。その点については、別段に配給
業者に対して圧迫になるということは
考へられないと思ひます。むしろ昨
年あたりからいふと、取引所を中
心にして非常な機械的な取引が行われ
ておつた価格も非常にフラクチュエー
ションが多かつたのであります。今
回の措置によつて、価格はむしろ安定
をいたしまして、取引所の取引とし
ては、ある程度取引所の幅は小さく
なると思ひますけれども、取扱業者と
しては、むしろ安定した価格で安心し
て商売ができる、こういう結果になる
のじゃないかと考へております。

○山本米治君 先ほどから岡委員がし
きりに論じておられる消費税問題
は、私はそういう一番いいと思ひま
すが、今の原糖の輸入関係等からみ
て、それはできないと思ひます。それ
で、こういう方法によるよりは仕方が
ないと思ひますが、貿易外貨の割
当の實際について伺ひたいと思ひ
ますが、先ほどお話しがありましたよ
うに、輸入先は幾つもあるわけであ
る。普通ならば皆安いところから買ひたい
といふのは当然ですが、それを設備
割当なら設備割当にする、あるいは実
績割当ですか、一部は輸入業者が割
当てられる。そうすると、各製糖
会社の立場からみると、使ふ原料の原
糖が非常にまちまちなわけですね。割
合に安い原料をよけい使ふ製糖会社もあ
るし、高いものをよけい使ふ会社もあ
るのですが、その設備に應じて割当を
するといふのは、やはりある原糖を三
十トン買つたとすれば、それを設備割
当にすれば、大体いわば割合からい
つて平均的にいくわけですが、輸入業者の
分は、これをまた製糖会社が買ひ受
けるところになるだらうと思ひます。
それで、今むろん精糖能力は相当余
りであるから、どこかの製糖会社に
しても原料がほしい。高くても買
うといふことになるであらうが、
その輸入業者の扱つた分だけがどこ
へいくかわからん、従つて各製糖会社
の原料の割合が非常に違つてくると、こ
ういふことなんでしょうが、日本全体
の輸入の割合は、たとえばキューバ糖
が五割、まあ最近少なくなつたとい
うから五割かどうか知りませんが、ある
輸入先が三割とかいふことになりま
す。日本全体としては、個々の製糖会
社によつては、安いものをよけい使
うところ、高いものをよけい使うところ
と、いろいろあると思ひますが、そ
ういふ違いはどういうところから出
てくるのですか。設備割当の方も、輸入
業者の価格の關係から違つてくるので
すか。

○政府委員(大堀弘君) 先ほど申し上
げましたように、設備割当そのものに
いても、必ずしも一律ではないとい
う点もございまして、現在までのところ
は、主として設備割当は精製業者が割
当をもちうわけでありまして、設備割
当で一〇〇%やりまして、結局設備
割当を持っている人は眠つておつても割当を
もちえる。これは適の意味から言いま
して弊害もございまして、設備割当
といふものは一定の割にいたしまして、
インポーター割当は、精製業者の立場
からいへば競争になるわけでありま
して、結局リンク糖の高いものであり
ましても、稼働させて、自分の工場の稼
働率をあげますために、精製業者は高
いものでも買つていく、そこに競争が
行われるわけでありまして、そこにむ
ろん価格の原糖構成の大きな差が
出て参ると思ひます。従来はそれが一番大
きな要素であつたと考へておりましたが、
今後の方式につきましても、大部分は
設備割当で参りますが、一部やはり競争
の余地を残しまして、そこでは一種の
入札的な競争価格が形成されるとい
う運用をいたしたいと思ひます。

う。特にひどいものはこういう種類のものだろうと思いますが、そのほかのものについても、輸入外貨割当を受けたいというだけでもかかるのが相当ある。そういうものは放置されるというか、仕方がない。特にひどいものだけ数品目選んでやられる。これは今後追加されるかもしれないが、その辺はどうなんですか。

○政府委員(大堀弘君) たいまのお話の通り、現在でも、外貨割当だけによってある程度の価格差がありまして、利益を得るというケースが相当広範囲にあるのでございます。今回の措置といたしましては、特別に適当な利益を受けるものだけやって参りたい、という考え方でございまして。たとえば、先だって新聞にも出ましたが、大豆等についてどうだという議論もあるわけでありまして、こういうものにつきますけれども、かなり利益があるんじゃないか、しかしながら私どももいたしましては、こういったものは結局国民大衆の食生活の蛋白なり脂肪の原料でもありますし、また大きな工業原料でもございまして、むしろ大豆等は、もし非常に利益がありましたら輸入量をふやしまして、輸入をもう少しよいにするというのが本来の考え方になるんじゃないか、かように考えておりました、今回の措置をしますものはバナナ、パイナップル、そういった特定の比較的不急不要に近い要素のものをねらってやって参りたいと考えております。

○山本米治君 今ここで特殊物資といわれるものは、特に過当利益のひどいものというところでしよう。これは程度問題で、そのほかのものでも今言われ

たようにあるだろうと思います。そうすると、この納付金で納めるという特殊物資の範囲も、正確にいえば何百何千種とやらなければならぬと思います。そこまですれば、手続の問題もいろいろあるでしょうけれども、一体、為替相場の悪いことが悪いわけなんですけれども、そこで外貨割当については、とかくいろいろ問題が起るわけですが、ほんの数品目に目先は限られるつもりですか。場合によっては、この特殊物資というものの範囲を相当拡大されるおつもりですか。

○政府委員(大堀弘君) 私どもとしては、現在のところ、あまり広範に広げる考えはございせん。相当しほって参りたいと思っております。

○委員(青木一男君) 質問が特定の物資の輸入に関する臨時措置に関する法律案の方に入りましたから、特定の物資の輸入に関する臨時措置に関する法律案の内容について、通産省の方から一応説明を伺って、それから改めて質疑を行います。

○政府委員(大堀弘君) 特定の物資の輸入に関する臨時措置に関する法律案の概略の御説明を申し上げたいと思っております。

先に、砂糖の価格安定及び輸入に関する法律案を御説明申し上げておりますので、それと関係して申し上げますと、砂糖の場合は、国民の消費生活に對する影響を考えまして、価格の安定ということが法律の大きな目的になつておるわけでございますが、特定の物資の輸入に関する臨時措置法案につきましては、対象として考えておりますものは、先ほど来申し上げましたように、バナナ、パイナップル、カン詰、

当面この二つでございまして、大体におきましては比較的不急不要のものでございまして、これの国内価格というものには国民生活に重大な影響はない性質のものと考えておまして、従いまして、このものの取扱ひにつきましては、砂糖と異なりまして、価格の安定ということを経済の目的にいたしておりません。従いまして砂糖法案の後段にございまして価格差益の徴収だけを主体に法律案を作っておるわけでありまして、品物の範囲は、差し当ってバナナ、パイナップル、カン詰でございまして、「政令で定めるものをいう。」ということになっておまして、必要があらますればさらに検討の上追加することができるとございまして、私どももいたしましては、さらに諸般の事情をよく研究いたしまして、あまりこれは広範に広げる考えはございせんが、過当利潤の異常な利益を生ずる物資でございまして、比較的不急不急と見られる物資を本法律によりまして差益を吸収して参るといふ考え方でございまして。

第二に過当利潤の納付の仕方でございますが、砂糖と異なりまして、これは国内価格の点につきましては特別の考慮を加える必要はないわけでございますが、従いまして一種のビッド方式と言いますか、入札に近い方法でございまして、輸入公表をいたしまして、申請者に対して納付金の高いものから逐次割当をしていく、こういう取扱ひ、こういうふうな考え方を実施したいと考えている次第でございまして、具体的に申しますと、台湾のバナナが、一か七ドル五十セントでござい

ますがこれを輸入関税を入れますと、

諸掛りを入れて、国内の販売業者に売

り渡すわけでございますが、その浜相

場を抑えまして、その販売価格と国内

の相場、これとの差益を取るわけでございますが、国内相場は、これはきま

った相場はございせんので、かなり

動く性質のものでございまして、その

輸入発表ごとに、輸入したい人が、一

種の入札方法によりまして、これを自

分が国内でどれほど売れるという積算

をいたしまして、自分はこれだけ納付

しますというものを計算して見積額を

出して参らうとしまして、その見積額の多寡によりまして、高いものから逐次と

っていく、こういうふうな運用いたし

たいと考えております。そういうこと

が、また行政の運営からいたしまして

も、こういうとり方が非常に問題にな

るものでございまして、私どももい

たしましては、機械的に入札の方法に

近いという方法をとることが適当で

はないか、かように考えまして、そ

ういう方法で参りたい、こういうふう

に考えております。

それ以後の取扱ひにつきましては、

砂糖法案とは同様にございまして、

担保を提供しなければならぬというこ

と、それから特別の不可抗力の場合は

納付金の免除をやるといふ規定、担保

の返還の規定、これはいずれも砂糖と

同様でございまして、有効期間も同様

に三カ年間の時限法にいたしているよ

うな次第でございまして。

はなはだ簡単でございまして、なお

御質問によりましてお答え申し上げた

いと思ひます。

○小林政夫君 担保の取り方はどうい

うふうにするんですか。

○政府委員(大堀弘君) これは外貨割

当をいたします前に、大体あなたは外

貨割当がもらえますというのを内定

するわけですが、そのときに通産省か

ら大蔵省の特別会計の方に通知いた

します。そういったと、大蔵省の特

別会計の方で、本人の、つまり納付の

義務を確認いたしまして、その際に同

時に担保の提供を求めるわけござい

ますが、担保の提供がありましたなら

ば、大蔵省から通産省に通知が参り

まして、通産省の方から本人に対して

外貨割当をする、こういう段取りにな

るわけでございます。担保につきまし

ては、これは国債でございまして、公

社債、あるいは金融機関の保証状で

も差しつかえないことになっており

ます。

○小林政夫君 その担保は納付金相当

額に對する担保なのか、全輸入資金に

對する担保なのか。

○政府委員(村上孝太郎君) この担保

は納付金相当額でございまして。

○小林政夫君 そうすると、大体どの

くらいに見ておられますか。納付金と

輸入価格ですね……。

○政府委員(大堀弘君) バナナの例を

とりまして申し上げたいと思ひます。

バナナの輸入単価はCIFで七ドル五

十セントでございまして。これを円に直

しますと二千七百十五円、それに輸入

関税、諸掛り、それと輸入税が二〇%

で五百四十円、輸入口税が三%と一応

考えまして八十一円四十五銭、総原価

で三千四百八十二円三十銭という数字

が出ますが、これは大体バナナのCIF

からさらに通算いたしました輸入業

者の販売価格の原価というふうな推測

されるわけですね。現状でございま

す……。その場合に、国内の浜相場は幾

らになるかということ、これは今までの、最近の相場を最低を取ってみますと、四千六百円でございます。従いまして、これの差益が千七百七十銭ということになります。輸入価格が三千四百八十二円で差益が千七百七十銭ですから、大体三分の一見当になるかと考えております。

○小林政夫君 そうすると、納付金相当額が三分の一になる場合、その三分の一分の担保を取っても、あとの三千何がしの資金繰りができるかどうか、そういう点は、ただ三分の一、千円何がし相当分の担保を出しておけば外貨割当を受けて、それだけの金融がでないから輸入権をまた転々と売買するということもあり得る。あるいは確実にその輸入遂行ができるかどうかという点は、無制限なビッドではないのではありませんか。やはりビッドに應ずる商社の資格というものがあつたわけですか。

○政府委員(大堀弘君) 御尤でございまして、先ほどビッドと申し上げましたが、私もとしましては、原則としては、輸入実績のある人が原則であつて、若干例外の方も入る。実績がない人でも競争するという若干の余地は作っておきたいと考えておりますが、大多数は輸入実績のある人に競争してもらいたいと考えております。

もう一点は、いろいろ御意見がございまして、やはり一人の人が独占してしまふというような心配があるのではないかと懸念もございますので、これらあたりも、やはり実績に相応して、ある程度の、一人あたりの取り口を幾口、何口々々というふうにきめまして、その範囲で最高の人には五口なら五

口、十口なら十口という限度をつけてやらせる、こういう取扱いが適當でないかと、そういうふうな考えをしております。

○小林政夫君 若干の例外が問題で、それはどういふ例外を言うのですか。どういう基準で例外を認めるのか。

○政府委員(大堀弘君) これはまず具体的に申し上げます、大体九割くらいは実績でやるということになります。まだ実はここまできめておりませんが、大体私どもの考えをいたしましては九割までは実績でよいのではないかと。やはり実績者だけということにいたしますと、またやはりバナナを取り扱える人で、たまたま実績がないためにやれないというケースもございますし、そういったこともあり得るから、一割くらいは、これは全然そのへんの床屋さんが出て来てやるというわけには行きませんが、やはり輸入資格があると認定されれば、実績がなくても参加できるという余地を残しておくことが行政上適切ではないかと考えております。

○小林政夫君 行政としては適切だと思ひます。適切だとは思ひますが、それを床屋はもちろんいかぬとしても、自転車屋も……ただ輸入のどういうところ、貿易商、輸入商ならだれでもという、全部に機会均等にビッドに応じさせるのか。応募者の基準というものは、今はなくても、きめるつもりなのかどうか。

○政府委員(大堀弘君) 私どもとしましては、ただいま申し上げましたような方法を取ります場合は、九割分につきましてはは実績者だけという取扱ひをいたしまして、一割分だけを新しい人が競争できる、こういうふうな取扱

いになると考えております。

○小林政夫君 新らしい人の資格は……

○政府委員(大堀弘君) 資格は、やはりこれは、その当該商品を取り扱うに適當な者ということが、これはどういう条件でつけますか、今までのいろいろ輸入割当の際も条件がございましたが、輸入のそういう取扱ひの実績があるとか、そういう一つの基準を設けまして、誰でもやれるということにはできないと考えております。

○平林剛君 さつき岡委員から、砂糖の価格安定及び輸入に関する臨時措置の期間が三年間であるが、三年間と定めたのはどういふ理由かという質問をしたときに、あなたは、特別な措置であるから三年間に限つた、そののちにおいては根本的な対策を考えたいという答えがあつたわけですね。その根本的な対策とはどういふ考えのもとで行われるのか。それを明らかにしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(大堀弘君) 現在のところ、どういふ方法が適當かということ、実は客観情勢が變つて参ると思ひますので、何とも私も申し上げられないのでございすが、性質から申しまして、やはりこういう制度は恒久的にやつていくのが適當なんじゃないかというところで、もしそういう事態が、違つた客観情勢のもとに何らかの条件が變つて参りますれば、あるいはそのときはもういふことがいふという結論になるかも知れませんが、その辺は、そのときになりませんと、私は何とも申し上げられませんが、制度をいたしましては、やはり三年程度に切つていくのが適當ではないか、かように考え

まして申し上げたようなわけであり

ます。

○平林剛君 そうすると、さつきお答えになつた根本的な対策を考えなければならぬというのは、当面はこの法律で措置していく、そののちのことについてはまだ特別に定見があるわけではない、こういうふうな理解をすればいいわけですか。

○政府委員(大堀弘君) さようでございまして。

○平林剛君 そこで、この法律案に対していろいろ、砂糖の取引所、仲買人協会などから反対の意見が陳情せられてゐるわけでありすが、私もこの法案全般について、まだ全般的な知識がわかりませんが、何と判断してよいかわかりかねますが、若干これらの反対意見を中心にして、あなたの方の意見を聞いておきたいと思ひます。この法律の措置は、結局今日までの砂糖の値段がいろいろの関係からかなり儲け過ぎておつたから、こういう法律を作つた、こういう御説明がございましたが、昭和三十年のように、輸入割当がほぼ需給と均衡のとれた数量で、しかも入荷が順調である場合は、価格が国際標準に近接して安定するから、差益金と称するものは存在しない、つまり吸ひ上げの余地はなくなるのではないかと

いう意見がありますが、これについてどうお考えになるか、聞かせていただきたいのです。

○政府委員(大堀弘君) 本年度は九十五万トンの輸入計画でございまして、私どもの判断では、本年度九十五万トンというところで、現在の砂糖の市中相場というのも、それを織り込み済みで、現在の価格が形成されていくと判

断しているわけでありまして。これは私も一体どのくらい入れたら国際価格に日本の価格がなるかということ、ちよつと、なかなか推測は困難でございまして。かりに百二十万トンも入れれば台湾糖以下下つて、台湾糖が輸入できないという事態になるかと思ひますけれども、先ほど申し上げましたように、日本の外貨事情からいいますと、砂糖をそこまで入れることが国民経済からみて適當かどうかといひますと、私も、現在の状況では、その他の物資と勘案いたしまして、九十五万トン程度がやはり適當なのではないか。九十五万トンのペースに立ちまして、現在のやはり実施価格が消費税込で七十六円ないし七十七円、八円という相場でございまして、現に相當な利潤が出ておる。これはやはり現在の数量では国際価格にさや寄せするような国内価格は形成されないであらう、こういうふうな私どもは考えております。

○平林剛君 まあ安定価格を設定するといふようなことが、先ほどその根拠をどこにするかなど岡委員からいろいろ質問がございましたが、かえつて、これを定める、あるいは政府の方で発表することによつて、むしろその砂糖の価格そのものが、同じその価格の幅の中でも高い方に高い方にいくというふうな傾向になつてしまふ。そして、それがかえつてこの法律が目ざしておるところの砂糖の価格安定にならないで、むしろ国民の生活物資の中の砂糖がかえつて高い価格に押し上つていくというふうな傾向になるのではないかと、こういう心配がせられますが、そういう点についてはどうでしよ

うか。

○政府委員(大堀弘君) 私どもは価格安定措置を講じたために砂糖の国内価格を上げるといふ結果にはならないと考えるものでありまして、むしろ私どものこの価格安定の上下限の考え方では、先ほど農林省から御説明ございましたように、農産物に対する影響というものは勘案して参らなければならぬ、これは一挙に下って参りますと、国内の農産物の価格に非常な影響を与えて混乱を起こすというところがありますから、それはやはり考えなければならぬ要素でございますが、安定帯の上限の方は、これは国民の消費生活を考えた限度でございまして、従いまして、この上限の価格というのは非常に強いわけで、かりに価格が非常に上つています場合は、砂糖の外貨予算の予備費を使ひましても砂糖の追加輸入を行う、こゝまで決心をいたしておるわけでございまして、従いまして、こういう制度ができました場合には、やはり価格に対しては、むしろ下の方へ安定するというふうな実態になるのではないかと、ううに私は勘案いたします。

○小林政夫君 その点に關連して。

安定帯価格の上限下限、きめ方ですね、きめ方については、たとえば米価の問題にしても、米価審議会で、消費者、生産者、第三者、こういう構成でやることになってゐる。この法案を見ると、農林大臣の、極端にいへば専断できめられる要素がある。きめ方、きめ方方式というものは何かあるのですか。

○説明員(桑原信雄君) 現在私どもの

考えておりますのは、最近の二カ年、つまり二十四カ月というものをとってみまして、これの今までの変動率を見ておきます。それを見てみますと、算術平均をやつてみますと一〇%というふうなことになると思つて、上と下の開き、つまり幅でございまして、これが二十八円もあつたというものが、いろいろな原因はありまして、けれども、そういうことになっております。今申し上げましたように、最近の一応二カ年をとつて計算いたしておりますが、その二十四カ月につきまして、やはり一つの傾向がございまして、算術平均はとれないといふことで、それに対する傾斜的な、まあ値上り、値下りの傾向を見るわけであります。それで計算いたしてみますと、卸し価格に対してありますけれども、五%幾らというものが一つの比率に出て参るわけであります。従いまして、この比率を基礎にとりまして標準価格にかけたものが大体の幅になってくるのじゃないか。その中で一つ決定していくのではなからうかというふうな一つワタを持つて考えております。

○小林政夫君 標準価格のきめ方の問題ですね、それでそれが農林大臣のまあ恣意でやれる、法制的建前から恣意的にやれるでしよう。農林大臣がこうだと言へばきめられる、この法律の前では……。そこにその消費者あるいはメーカー、商人あるいは第三者の学識経験者というふうなものを交えて、百万納得させるということもむづかしいかもしらんが、一応農林大臣が單獨できめるのではない、こういう建前をとる方がいいのではないかという意味

で聞いておるわけですが、それとも科学的にも価格方式があつて、だれが計算してもこうなるのだというパリティ指数みたいな算式を用いるなら別ですよ。

○説明員(桑原信雄君) 標準価格につきましては、私たちがしましてはこれはうたつておるわけでありまして、これは過去の糖価とそれから供給量、それから購買力というものの三元をとりまして、これから計算して参りたいという仕組みをとつておりまして、現在まあ先ほどから七十八円ということをお願いして、今私たちがとつておりますのは、基準年次として、砂糖の卸売価格の基準年次でありまして、これは九年から十一年といふものをとつております。おりますが、そのあとの糖価、供給量あるいは購買力の関係につきましては、たとえば昭和元年から十四年までとつてみる。これはまあ統制直前までの数値といふことになるわけでありますが、そういうものをとつてみると、いろいろ年次のとり方がありますけれども、一応現在のところではその数値をとつて参りまして、三十年度の一人当り十キロ八五というふうなのを基礎にいたしまして計算して出していくのが適當ではなからうかと考えて進めております。

○小林政夫君 やられる作業の結果七十八円という値段が出るかもしれませ

んが、それがその時の時の情勢によつて基準年次が変るようなことになるならば、一応基準年次を昭和九十九年なら九十九年にとり、そしてこの一指数をかけたこうなるのだという一つの算式というものをきめて、ど

ういうことがあつてもそれで行くのだと、こういうルールを引くのかどうかという問題なんです。メーカーからこれでは合わないからせよ上げてくれという陳情があれば、政治的にござれてまた基準年次が変つてきたりなんかする。こういうものは相當はつきりした基準がないとどうも得心できんような問題が起つてくるのではないかと。

○説明員(桑原信雄君) 今の点は政令にその算出の方法をうたつていくことになるわけでございまして。

○平林剛君 もう一点聞いておきたい点があるのです。この法律案が実現されてくると、砂糖取引所の閉鎖を意味して、仲買人一同の生業の剣戟と生活権の抹殺を強行するものになるという考え方を持っている人たちがあつて、あります。こういうことについてはあなたの方の具体的な対策とか、あるいはこれがまあ非常にそういう結果にはならないというふうなお考えでもあるのか、その実情についていかがでしょうか、お答えを願ひたいのです。

○政府委員(大堀弘君) 安定帯価格目

身には相當幅があるわけでございまして、現に輸入する輸入業者なり精製業者はやはり先物取引をしておるわけでございまして、売りつないでいかなければならぬということ、当然これは取引所の機能は十分に使われて参ると考えるわけでございまして。

むしろ健全な意味の取引が行われるというところで了解されるのではないかと、かように考えられます。

○岡三郎君 今の七十八円から八十円の標準価格ですか、一つの安定帯の中心線と申しますか、この設定は大体今考えておる。これを一応設定したものはいつまで継続するのかね。年間を通じて何カ月間かおいてもう一べんそのときの大体相場というものとにらみ合せて変更するのか、そういう点について……。

○説明員(桑原信雄君) 原則としましては、外貨予算の面といひますか、上期下期に分けてやつて参つておりますので、年二回程度がよいのではないかと今のところ考えております。

○岡三郎君 年二回……、そうすると次は大体いつごろやられるわけですか。

○説明員(桑原信雄君) 今度この法律を出しておりますので、これがきまりますればそこできまるわけでありますけれども、そういうしまして、第一回は九月まで、次回は十一月というふうなになっております。

○岡三郎君 それから七十八円から八十円と一応線をきめた場合に、一体この中の内容をどういうふううに想定してきめることになるのか。たとえば消費税二十八円に吸い上げ料をプラスして、それから電力料を幾らに見て、精白するところの製糖会社の精白質並びにマーシンを幾らに見るか、大体その数が出て、七十八円から八十円という線が出ておるのですが、大体それはどういうふううに内容がなつていくわけですか。

○説明員(桑原信雄君) 午前中に申し上げましたのですが、土曜日までには数

字を確定して決定したいと思つておられますので、それまで一つ……。

○岡三郎君 それまで待ちます。

それでもう一ぺん大堀さんの方に伺いますが、今度の場合に昭和二十九年の割当方式がここに通商産業省から出ておりますが、製糖業者と再製糖業者で能力割が本年は三〇%、実績割が六五%、均等割が五%、再製糖業者のやつも出ておるわけですが、現在の製糖会社の設備ですね、こういうものが實際を見ると非常に遊んでおる。稼働力を見ると相当遊休施設になっている部分が多いんじゃないか、そういうような会社を膨張させる、設備を膨張させるというこの原因は、過去においてまあ会社そのうの規模ですね。溶糖量と申しますか、溶糖設備といふんです、その設備によつてだ

さしたというのを考えていた場合に、今後の割当というものは相当に慎重に考えないといふと不当競争といひますか、そういうものが招来される心配があるのではないかと申すのです、今後はそういう心配はございませうか。

○政府委員(大堀弘君) この点は農林省の意見は十分承つてやつておるわけでございますが、これは実はおつしやる通り、從來相当な利潤があつたといふことと、設備割でやりましたために、利潤が出た場合にすぐその設備の増設に向けていくということが過去にありましたことは事実であります。去年のたしか七月でございしたか、昨年の夏以来、設備割の場合といふことも、今後新設された設備に対しては割当をしないという法則に切りかえておりました、今後といへどもその法則でやつていくわけでありまして、設備割が、どのくらい設備割にウエイトを置くか、実績をどのくらい置くかといふことは、これはなかなか現実の問題といひましてはむずかしい問題でございまして、私もまあ現在の程度が妥当なところではないか、実績だけで申しますと、一方の弊害がございしますものですから、この程度が妥当ではないかと考えております。この点で農林省の方で御説明がございしたら補足していただきたいと思います。

○岡三郎君 もう一つ精製業者の業者割当と、商社割当の比率は今年ほどのくらいになっておりますか。

○政府委員(大堀弘君) 本年度に入りましてから精製業者割八割、輸入業者割二割程度でやつております。

○岡三郎君 その程度で終ります。

○山本米治君 安定帯価格の問題について伺ひたいのですが、これについては政令が出るのですかどうですか。政令が出るのならばその内容を伺ひたいのですが、たとえば安定帯の決定について審議会というふうなものができるといふか、それからその上下の幅といふものはどういふふうになるのか。安定帯価格を出す基準の算式というふうなものを審議会で作るのかどうか、そういうことについて政令が出るのならば、もうすでに腹案がおありになると申すのですが、その点をお伺ひしたい。

○説明員(桑原信雄君) 今の安定帯価格につきましてはどういふデータでいかなる方式で算出するかというふうな点とにつきましては、政令でうたつて参るということを考えておりますが、審議会というふうな問題はまだ実は考慮いたしておりません。

○山本米治君 審議会がなければ農林大臣がおきめになるのでしょうか、先ほどのまあ基準というのか、中心の価格が七十八円としますと、その幅はどのくらいになっておりますか。さつき上下五%というふうなお話もありました、上に五%か、下に五%か、それとも七十八円をばさんで五%ですか。

○説明員(桑原信雄君) 上下それぞれ五%という意味でございします。

○山本米治君 それぞれ五%、上下とでは一〇%違いますね。

○説明員(桑原信雄君) そうでございします。

○山本米治君 先ほどこれは米の場合と違つて年二回ぐらゐ変えたい、これは必ずしも変えないかもしれませうが、考慮して二回ぐらゐきめたいとい

うお話ですが、それはその程度で、安定帯を上または下に突破した場合にこの要綱でいうと大体勧告ということになつておる。それ以内に売れという勧告あるいは精製の時期等についての勧告ということがあるのですが、勧告だけで果していきけるものかどうか。その場合には、非常に上るといふ危険のある場合、あるいは上つた場合に、輸入数量をふやすとか、外貨の事情によつてはそういうことをされるのですが、それができない場合もある。やはり生糸の安定帯というふうなもの、最高が二十四万とまわつてゐる。消費者の方には安くなるほどけつこうですが、製糖業者はこれはまた非常に損害を受けるといふような問題も起きましようが、安定帯維持についてはどういふ方法が考えられるのですか。勧告だけという程度ですか。

○説明員(桑原信雄君) 下るといふ場合よりもむしろ上る場合の方が問題にされるのじゃないかと思つたのですが、勧告するといふことだけでは別に罰則というものもついて参つておりません。いたしましたので、勧告しなければならぬというふうな状態になるというときは、それと同時に別個の、やはり輸入をふやすとかいふようなことも当然考慮しなければならぬという状態においての勧告ということになるのじゃないかと思ひます。

○小林政夫君 まあ政令で標準価格決定方式を出すことですが、政令のでき工合を見なければわかりませんが、その出し方自体についても、生産者と消費者と、また商人という間においてはかなり利害の一致しない点があるのではないかと思つたのですが、そ

ういう意味において政令を定めるのに、やはり米価審議会のような価格決定審議会をもつてやつた方がいいんじゃないか、これは私の意見ですから、本審査になつてから答弁してもらつてもいいですが、一ぺん考えて下さい。

それからもう一つ提案理由の説明を見ると、本文ではよくわからないのですけれども、「なお市価に悪影響のない範囲においては一部を精製業者等の企業努力を刺激する意味におきまして、外貨資金の割当を受ける者の競争による見積差額をとる余地を残す」となつておりますが、「市価に悪影響のない範囲において」といふのはどういふことなんでしょうか。

○説明員(桑原信雄君) これは先ほど通産省の方からお話がありましたが、何といひますか、割当々々でメーカーが練つてしまつては困るというところで、企業努力の面からいひましても、ある程度さうなものがあつてもいいじゃないかというお話もありました。が、そういうような点からも出て参つておるのでありますが、あまりこの量をふやしますというか、多いということにいたしますと、メーカーとしてもどういふ企業をやつていいか、むしろ逆に、安定を期しているのにそれが非常に実情はさうに参りかねるということになると困ると思ひますので、やはり企業努力という線の意味が中心になつて参つておりますが、あまり多くない方がいいのじゃないか、端的に申しますれば三割以内というふうなところといひますか、そういうふうな見方を考えていただかうかというふうな意味でございします。

○小林政夫君 それから山本委員のたいふ心配していた、原産地によって非常に企業利潤が變つてきますね、その外貨割当比率、割当方式というものは、原産地別にやるのか、たとえば台湾糖なら台湾糖を何トンというものは常にこういふふうに分ける。従つて国全体としての台湾糖、キューバ糖、あるいはブラジル糖の輸入数量比率と各業者の、割当を受けた業者の使用する原産地別の数量との比率は一緒なのか、その点はどうなんですか、質問の意味がわかりますか。

○政府委員(大堀弘君) お尋ねの点ちよつとはつきりいたしませんでしたが……

○小林政夫君 簡単に言つと、日本として、国全体として台湾糖、キューバ糖、ブラジル糖、これがある一定の比率で輸入した結果、一定の比率になっているその国全体の輸入比率と、各企業の使う原産地別の砂糖の使用比率とは同じかというのです。

○政府委員(大堀弘君) これは違つたわけでございます。先ほど申し上げましたように、個々の企業としましては台湾糖をよけい使うところもあるし、キューバ糖をよけい使うところもある、こういう結果になるわけでありませう。

○小林政夫君 そうすると非常に不公平が起つてくるおそれがあるはしないか、まあ納付金は多少違ふだろうけれども……

○政府委員(大堀弘君) 輸入業者がインボーター割当いたしましたやつは、これはメーカーが競争でとるわけでございますから、どうしても内容は變つて参るわけでありませう。今回の措置をいたしました結果は、差益はとりませう。

から、輸入業者の精製業者に対する仕切り価格は、キューバ糖でも台湾糖でも今は同じになるわけでございます。差益をとると、キューバ糖ですと台湾糖より二十ドル安いわけでありませうから、二十ドルよけい差益はとれるわけでありませう、今後は一応台湾糖でもキューバ糖でも精製業者割当のものにつきましたは原価は同じことになるわけでありませう。ただ、たゞいまの二割ないし三割程度は競争で行われますが、その場合にはやはり競争でございませうから高いものも安いものも出る、こういうふうに競争によつてとつた方の原価は違つてくるわけでありませう。

○小林政夫君 そういうことがありはせぬかと心配している……

○白井勇君 通産省に伺いますが、あなたの方で砂糖の外貨割当をしまして、それからそれが入つてきて、こちらで精製をされて一般の消費者に流れるまで、どのくらいの期間がありませうか。

○政府委員(大堀弘君) 大体二、三ヵ月程度ということでございます。

○白井勇君 食糧庁に伺いますが、北海道のテンサイ糖ですね、あれは一応政府の手に入るわけですが、大体特殊の用途にきまつてゐるわけですが、これは何か従来、買ったものをいわゆる市場の価格操作に使つて効果のあつたという場合があるわけですか。

困つたという時代におきましてはある程度効果があつたものと私たちは思つております。

○白井勇君 これは通産省に、私はしろうとなのでちよつと伺つておくのですが、特定の物資の輸入に関する臨時措置に関する法律案の提案理由の中にあります、通商協定の締結に伴ひやむを得ず輸入しなければならぬものを、国民生活にあまり影響のない物資であつて、しかも通常の利益程度しか利益が上つていないというふうなものが相当あるわけですか。

○政府委員(大堀弘君) 通常の利益しか上つていないものでせう……

○白井勇君 つまり通商協定上は入れねばならぬが、国民生活上なくてはならぬものでもない、こういうパイナツプル・カン詰、バナナというふうなもので通常の利益しか上つてないもの……

○政府委員(大堀弘君) これは現在、たどえて申しますと、時計のようなものがございますが、これは現在特別外貨割当、優先外貨といつておりますが、特別外貨割当によつて、輸出業者が五割だけインセンティブを持つておられまして、その外貨を使つた人は入れられるという制度にのせているのがございませう。こういう場合は、結局その輸入利益は輸出業者に還元された形でいつておりますから、その場合は輸入業者には入れたからすぐに利益が出るという計算にはならない場合があるわけでありませう。そういう意味におきまして、品物としましてはたとえばセイロンから紅茶を買わなければならぬというふうな場合もあるわけございませうが、これあたりも現実に計算してみ

ますと、そう過剰な、異常な利益が出ない、こういうケースもあるわけでございます。

○白井勇君 つまらないことですが、市場に出回つてゐる外国製の化粧品なんか外貨割当をしてゐるわけですか。

○政府委員(大堀弘君) 三年くらい前にはやつておりましたのですが、その後は一般の外貨割当はいたしてございませう。どうもいろいろそういうお話を各方面で承りまして、現実に品物は流れてゐるのでございませうが、私どもは出所がどういふところで、密貿易でやつてゐるのか、あるいは軍のP・Xあたりのものが横流れしてゐるのではないかとも考へておりました、現在ではゴルフ道具とかそういうものは外貨割当を一切やつておりませう。

○委員長(青木一男君) 本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十七分散会

六月十一日本委員会に左の案件を付託された(予備審査のための付託は同日)

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆)

一、登録税法の一部を改正する法律案(衆)

一、農業協同組合中央会が不動産に關する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に關する法律案(衆)

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法(昭和二十一年法

律第十五号)の一部を次のように改正する。

第七條の十に次の一項を加える。

第一項に規定する個人が同項各号に掲げる給付又は医療につき支払を受けるべき金額に對する所得税法第四十二條第二項の規定の適用については、同項に規定する百分の十の税率は、百分の五の税率とする。

附則

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法第七條の十の規定は、この法律の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第四十二條第二項に規定する診療報酬について適用し、同日前に支払を受けるべき当該診療報酬については、なお従前の列による。

登録税法の一部を改正する法律案

登録税法の一部を改正する法律案

登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第十四号ノ四の次に次の一号を加える。

十四ノ五 農業協同組合法第十條第一項第九号ノ事業ヲ行フ農業協同組合連合会(医療法第三十一條ニ規定スル公的医療機關ノ開設者タルモノニ限ル)ガ同号ノ事業ノ用ニ供スル土地又は建物ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

附則

一

この法律は、公布の日から施行する。

農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律案
農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百八十四号）附則第二項に規定する農業協同組合連合会から不動産に関する権利を取得する場合における当該権利の取得の登記については、命令で定めるところにより、昭和三十一年三月三十一日までに登記を受けるものに限る、登録税を免除する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

六月十一日本委員会に左の案件を付託された

一、揮発油税引上げ反対に関する請願（第六五〇号）（第六五六号）（第六五七号）（第六六一号）（第六六八号）（第六六九号）（第六九一号）（第七二二号）

一、建築板金業の所得税軽減等に関する請願（第六七二号）（第六七三号）（第六九二号）（第六九三号）（第七〇九号）

一、海外引上老齢民間人の留置財産補償に関する請願（第七〇三号）

第六五〇号 昭和三十年五月三十一日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願
請願者 東京都千代田区九ノ内
二ノ一全日本交通運輸
労働組合協議会内 真
島茂十郎

紹介議員 加藤シヅエ君

政府は昭和三十年年度予算編成に当り、所得税等を三百億円減税し、その穴埋として酒、砂糖の消費税とともに揮発油税率三割の大幅な増徴を実施する模様であるが、揮発油は価格の七十パーセントという他に類例をみない重税を課せられている現在、また増税が断行されるに至つては、デフレ経済と産業貿易不振の深刻な影響を被つていくことは明らかであるから、揮発油税の引上げには絶対反対であるとの請願。

第六五六号 昭和三十年六月一日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願
請願者 東京都千代田区九ノ内
二ノ一全日本交通運輸
労働組合協議会内 大
場近信

紹介議員 内村 清次君

この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第六五七号 昭和三十年六月一日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願
請願者 東京都千代田区九ノ内
二ノ一全日本交通運輸
労働組合協議会内 本
清次

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第六七一七号 昭和三十年六月一日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願
請願者 神戸市兵庫区新在家町
神戸市中央卸売市場神
戸海産運輸株式会社取
締役社長 木原仙松外
四百六十七名

紹介議員 山縣 勝見君

この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第六八一七号 昭和三十年六月二日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願
請願者 横浜市中区海岸通二ノ
二ノ二神奈川県経済農
業協同組合連合会内
重田朝光

紹介議員 石村 幸作君

この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第六九〇号 昭和三十年六月三日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願
請願者 東京都港区麻布一本松
七 岡本丑太郎

紹介議員 重盛 壽治君

この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第六九一七号 昭和三十年六月三日受理
揮発油税引上げ反対に関する請願

請願者 東京都千代田区九ノ内
一ノ一運輸省内 渡辺
道夫

紹介議員 中田 吉雄君

この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第七三二七号 昭和三十年六月六日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願
請願者 岡山市桑田町一ノ五岡
山県経済農業協同組合
連合会長理事 竹田好
雄

紹介議員 島村 軍次君

この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第六七二二号 昭和三十年六月一日受理

建築板金業の所得税軽減等に関する請願
請願者 東京都世田谷区上馬一
ノ六五八高橋清次

紹介議員 西郷吉之助君

全国四万五千人の板金業者（俗称ブリキ屋）は、そのほとんどが手間請負と称する大工同様材料は施工主、あるいは本請負持で実質は工賃のみによつて生計をたてている日雇い労働者であり、何等店舗を有する企業者ではないのであるから、現在板金業者に課せられている事業税を撤廃し、これら業者に適切な勤労所得税を課せられたいとの請願。

第六七三三号 昭和三十年六月一日受理

建築板金業の所得税軽減等に関する請願

請願者 東京都品川区平塚六ノ
一五〇 高木勝太郎

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第六七二二号と同じである。

第六九二二号 昭和三十年六月三日受理

建築板金業の所得税軽減等に関する請願
請願者 東京都千代田区神田神
保町一ノ五四東京板金
工業協同組合内 内藤
太三三

紹介議員 中田 吉雄君

この請願の趣旨は、第六七二二号と同じである。

第六九三三三号 昭和三十年六月三日受理 大蔵委員会

建築板金業の所得税軽減等に関する請願
請願者 東京都港区芝赤羽町東
京板金工業協同組合理
事長 庄司市治郎

紹介議員 小笠原二三男君

この請願の趣旨は、第六七二二号と同じである。

第七〇九号 昭和三十年六月三日受理

建築板金業の所得税軽減等に関する請願
請願者 東京都台東区南稻荷町
三七 中根政一

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第六七二二号と同じ

である。

第七〇三号 昭和三十年六月三日

受理

海外引揚老齡民間人の留置財産補償に
関する請願

請願者 東京都大田区糀谷町二

ノ八六 林豊外十一名

紹介議員 千田 正君

終戦後占領軍又は連合国軍に接収され
た海外引揚者の私有財産は、永年海外
に居住して営々辛苦して築き上げたも
のであり、ことに老齡者の財産は老後
を養うための養老年金であり恩給年金
一時賜金に類するものであるから、こ
れら海外引揚老齡者の留置財産に対し
補償措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十年六月十七日印刷

昭和三十年六月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局